

平成26年度
エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

交付申請書作成の手引き

平成26年6月

-第2巻-

【はじめにお読みください】

- 「公募要領」、「交付申請書作成の手引き」を全てご覧のうえ、交付申請書を作成してください。
- 「交付申請書作成の手引き」資料は、3種あります。
 1. 交付申請書作成の手引き（本紙）
 2. 交付申請書作成の手引き 別冊（補助事業ポータルについて）
 3. 交付申請書作成の手引き 別冊（省エネルギー計算について）
- 申請に必要な提出物は、チェックリスト、交付申請書、実施計画書、事業計画書（複数年度事業のみ）、添付資料、を全てA4ファイル（2穴、ハードタイプ）に綴じた書類一式となります。
- 従前の「実施計画書」が、区分Ⅰ～Ⅲの内容を総括する書類へ変更となりました。「申請総括表の仕組み」（第1巻19ページ）を、必ず確認ください。
- 従来通りの申請をお考えの方は、第1巻（別PDFファイル）の内容のみで申請書作成ができます。第2巻は、読み飛ばして頂いて結構です。

交付申請書作成の手引き 目次

はじめに	 4
------	---------

第1章 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】

交付申請書作成の進め方	 6
交付申請書の様式の種類	 8
交付申請書の様式の説明1	 9
▽申請総括表の仕組み	 19
(参考)見積依頼・競争入札について	 37
利益排除について	
交付申請書の様式の説明2	 49
区分Ⅰ計画書の説明	 64
添付資料の説明	 92
交付決定前に設備を事前撤去する場合の着工前写真	 109
変更届	 113
複数年度事業の留意点	 117

第1巻の範囲

第2章 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】

▽区分Ⅱの仕組み	 4
交付申請書作成の進め方	 7
区分Ⅱ計画書の説明	 9

第3章 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】

▽区分Ⅲの仕組み	・・・ 46
交付申請書作成の進め方	・・・ 47
区分Ⅲ計画書の説明	・・・ 50

第4章 その他

▽申請パターン【C】～【G】の	
「エネルギー使用量の原油換算表」の仕組み	・・・ 84
添付資料の説明	・・・ 90
添付13 エネルギー管理支援サービス契約書案	
添付14 エネルギー管理士の資格を証明する免状等のコピー	
添付16 年度またぎ事業の理由及びその確証	

第2巻の範囲

▽（逆三角）の項は、従前の本補助金と比較して、今年度から特に新しくなった仕組みや申請書に対する考え方です。該当する申請者の方は、ぜひ目を通していただければと思います。

第2章

区分Ⅱ 【電気平準化対策設備・システム導入支援】

【備考】

- ・本区分は、平成26年度から新設されました。
- ・本章の内容は、該当する申請者のみが作成する書類です。
- ・従来通りの申請をお考えの方は、第1章（別PDFファイル）をご覧ください。
第2章以降は、読み飛ばして頂いても結構です。

○区分Ⅱの目的について

公募要領に記載の通り、区分Ⅱにおいてはエネルギー使用量のうち、特に電気(電力使用量)に目的を絞った事業です。

そして、「電気需要平準化時間帯」と定義される期間の電力使用量を削減することが目的となります。

【電気需要平準化時間帯】

(7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日の)8時から22時まで

○区分Ⅱにおける「原油換算表」について

区分Ⅱは、具体的には蓄電池等で電気需要平準化時間帯から、それ以外の時間帯に電力使用量をシフトする事業等を想定しています。このため、本公募の申請様式の一つである「エネルギー使用量の原油換算表」において、電気の電力使用量を以下の3つ(うち2つは、昼間買電の内数)に分けて考えます。

1. 昼間買電 = 電気需要平準化時間帯 = 8時から22時までの買電

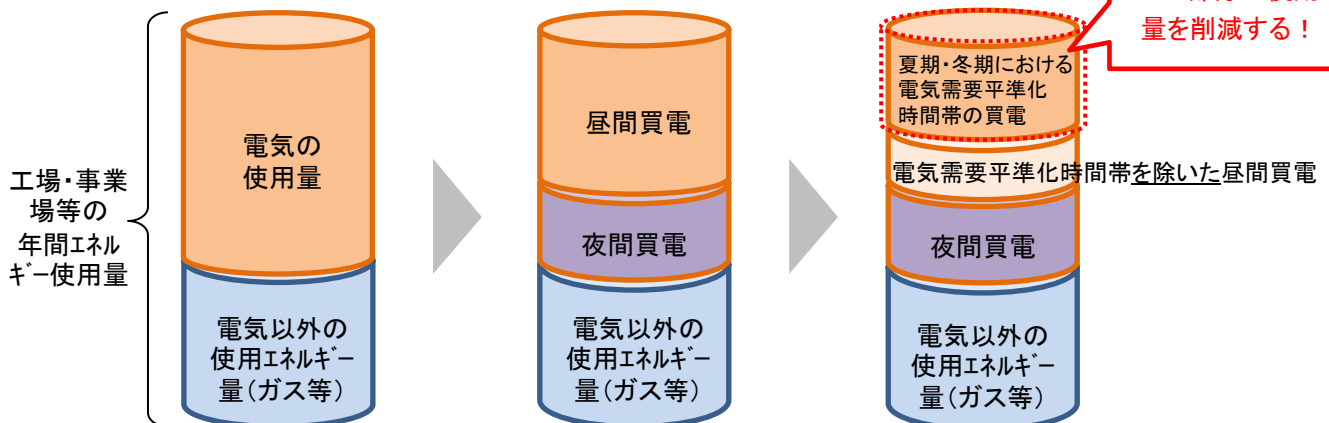
→ 夏期・冬期 = 7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日

→ 1の内数①. 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯の買電

→ 1の内数②. 電気需要平準化時間帯を除いた昼間買電

2. 夜間買電

電気の使用量(設備導入前)の区分け模式図



区分Ⅱの仕組み

○区分Ⅱの申請で用いる数値

区分Ⅱでは、「原油換算表」や「省エネルギー計算」等を作成するにあたり、電力の使用量等に関して以下の値を使用します。

《設備、システム導入前》

- ・導入前の電気以外のエネルギー使用量 ----- ①
- ・導入前の夏期・冬期における電気需要平準化時間帯の買電 ----- ②
- ・導入前の電気需要平準化時間帯を除いた昼間買電 ----- ③
- ・導入前の夜間買電 ----- ④

《設備、システム導入後》

- ・導入後の電気以外のエネルギー使用量 ----- ⑤
- ・導入後の夏期・冬期における電気需要平準化時間帯の買電 ----- ⑥
- ・導入後の電気需要平準化時間帯を除いた昼間買電 ----- ⑦
- ・導入後の夜間買電 ----- ⑧

「原油換算表」で表すと、それぞれ下表の場所となります。

				単位	換算係数 (GJ/ 単位)	平成25年度（実績）			平成〇〇年度（導入後）							
						使用量 A	販売した副生 エネルギーの 量 B	差引後の熱量 (A-B) × 換算係数	使用量 C	販売する副生 エネルギーの 量 D	差引後の熱量 (C-D) × 換算係数					
						数値	数値	熱量（GJ）	数値	数値	熱量（GJ）					
燃料 及 び 熱	電気以外のエネルギー			G J	1.36		0.0 ①	0.0		0.0 ⑤	0.0					
電 気	一般電気 事業者	昼間買電		千 k Wh	9.97		0.0	0.0		0.0	0.0					
		夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯		千 k Wh	9.97	k	0.0 ②	0.0	m	0.0 ⑥	0.0					
		電気需要平準化時間帯 を除いた昼間買電		千 k Wh	9.97	o	0.0 ③	0.0	q	0.0 ⑦	0.0					
		夜間買電		千 k Wh	9.28	s	0.0 ④	0.0	u	0.0 ⑧	0.0					
	その他	上記以外の買電		千 k Wh	9.76		0.0	0.0		0.0	0.0					
		自家発電		千 k Wh	9.76		0.0	0.0		0.0	0.0					
	自家発電以外の計 h			千 k Wh	-	Ah	0.0	Bh	エ	0.0	Ch	0.0	Dh	0.0	ケ	0.0
	熱量合計				GJ		オ			0.0	コ			0.0		
原油換算量 (10GJ=0.258kl)				kl		b	0.0			c	0.0					
原油換算原単位				kl/ト												

○区分Ⅱの申請可能要件

区分Ⅱでは、具体的には次の要件をクリアしないと、申請できません。

「電気需要平準化評価係数(1.3倍)」を加味して計算します。

(参照)公募要領21ページ 3. 1補助対象事業

⇒要件1 増エネとならないこと

$$\frac{\text{1.3倍を加味した導入後エネルギー使用量}}{\text{1.3倍を加味した導入前エネルギー使用量}} = \frac{\text{⑤} + (\text{⑥} \times 1.3 + \text{⑦} + \text{⑧})}{\text{①} + (\text{②} \times 1.3 + \text{③} + \text{④})} \leq 1$$

⇒要件2 「ピーク対策効果」が以下のいずれかを満たすこと

条件1 ②－⑥ / ② ≥ 0.05 (効果率5%以上)

条件2 ②－⑥ ≥ 1,900千kWh (効果量が1,900千kWh以上)

条件3 $\frac{(\text{②} - \text{⑥})[\text{kl/年}] \times \text{法定耐用年数}[\text{年}]}{\text{補助対象経費}[\text{千万円}]} \geq 800 \text{千kWh/千万円}$

要件1 と 要件2 は、AND条件です。

※両方を満たすことで、申請できます。

交付申請書の該当項目を確認しながらお読みください。↓

1. 事業所等で消費している年間全エネルギーのうち電気について、電気需要平準化時間帯※の電力使用量が把握できる。

※7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日の8時から22時までの時間帯。

把握できる

【確認箇所】

⇒添付1エネルギー使用量実績の
確認、燃料評価単価算出根拠

2. 事業所等で消費している年間全エネルギー(電気、ガス、石油等)を領収書等から調べ、原油に換算する。

【確認箇所】

⇒3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表

3. ①電気以外のエネルギー使用量と、電力使用量に分けて考える。
電気の使用量を3区分し、原油換算表に記入する。(導入前使用量)
②夏期・冬期における電気需要平準化時間帯の買電量 ←この値を削減
③電気需要平準化時間帯を除いた昼間買電量
④夜間の買電量

【確認箇所】

⇒3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(左側)

4. 更新する設備・システム(例:蓄熱槽等)、新設可な一部設備・システム※を決定する。設備能力、稼働条件を設定。補助対象経費等も設定する。

※蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備等

【確認箇所】

⇒3-2-1 導入ピーク対策支援設備の機能、使用、機構図、システム図等

5. ピーク対策効果と、設備導入後のエネルギー使用量を算出する。

- ⑤導入後の電気以外のエネルギーの使用量
⑥導入後の夏期・冬期における電気需要平準化時間帯の買電量
⑦導入後の電気需要平準化時間帯を除いた昼間買電量
⑧導入後の夜間の買電量

【確認箇所】

⇒3-2-2 電気需要平準化時間帯でのピーク対策効果

⇒3-2-3 ピーク対策効果設備・システム導入後の省エネルギー量

⇒3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(右側)

6. 「増エとならないこと」を確認。

$$\frac{1.3\text{倍を加味した導入後エネルギー使用量}}{1.3\text{倍を加味した導入前エネルギー使用量}} \leq 1$$

【確認箇所】

⇒3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(表下の計算結果欄)

確認OK

『1以下』となる

7. 「ピーク対策効果」が、以下いずれかを満たすことを確認。

- 条件1 効果率が5%以上
条件2 効果量が1,900千kWh以上
条件3 補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した効果量が800千kWh以上

【確認箇所】

⇒3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表

確認OK

「ピーク対策効果」の条件がいずれかOK

8. 区分Ⅱ計画書の残り部分を作成し、必要あればその他の区分別計画書、及び申請総括表を作成する。

※注) SIIが、申請者に提供するWebサイト。本補助金への申請は、補助事業ポータルに
必須項目を入力し、申請書類の一部を補助事業ポータルから作成します。

交付申請書の作成には、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページ
を利用する必要があります。ホームページの利用手順は、以下となります。

1.一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページにアクセスする。

ホームページアドレス : <http://sii.or.jp/>

2.ホームページから、指定様式(ワード、又はエクセルデータファイル)をダウンロードして、交付申請書を作成する。

3.「アカウント登録」を行い、IDとパスワードの発行を受ける。

※「アカウント登録」とは、メールアドレス等を登録し、IDとパスワードの発行を受ける操作のことです。登録後、必要事項記載の電子メールが、登録したメールアドレス宛てに届きます。

4.必要事項記載の電子メールから「補助事業ポータル」にアクセスする。

IDとパスワードを使い、「補助事業ポータル」にログインする。

5.「補助事業ポータル」にデータ入力する項目は、該当箇所にデータ入力を行う。
入力データを利用して、ポータルからPDFファイルを作成し、お手持ちのプリンター
で紙出力する。

※「別冊 補助事業ポータルについて」に、詳しい説明を記載していますので、そちらも合わせてご
覧のうえ、交付申請書を作成してください。

指定様式で作成した書類、「補助事業ポータル」から作成した書類の他、必要書類
(会社概要、決算報告書等)を全てA4ファイル(2穴、ハードタイプ)に綴じ込み、交
付申請書の完成となります。

区分Ⅱ計画書の説明

区分Ⅱ計画書記載例

- ・提出する実施計画書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字は削除。青字は事業毎の情報を記載。青字は黒字に変換。

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

3-1 事業概要(Ⅱ 電気需要平準化対策設備・)

事業者) ○○工業株式会社

他 0 者

実施場所) 東京都中央区〇〇二丁目3番5号

他 0 箇所

(申請法人の業種) **プラスチック製品製造業** 18

18

(実施場所の業種) **プラスチック製品製造業** 18

18

(資本金) 〇〇億円 (従業員数) 〇〇〇人 中小企業

第1種エネルギー管理指定工場

申請パターン	申請パターン F ≪ I ≫ + ≪ II ≫ + ≪ III ≫ 〇〇株式会社	エネマネ事業：該当	代行申請：無
--------	---	-----------	--------

補助事業名	
-------	--

補助事業概要

事業完了予定日	平成27年1月30日	複数年度事業（全体2年）	年度またぎ事業：該当	併願
---------	------------	--------------	------------	----

導入設備
／技術概要

省エネ効果・節電効果・ピーク対策効果の値は、区分Ⅱ計画書3-2-3、3-2-4等の値と整合を取る。

省エネ量×(建築構造物を除く)最長の法定耐用年数÷補助対象経費。

		事業前	事業後 (28 年度)
省エネ効果 (原油換算)	事業所のエネルギー使用量	31,170.3 (kl)	31,194.6 (kl)
	省エネルギー率 -0.1 %	省エネルギー量	-24.3 kl/年

節電効果	事業前		事業後（ 28 年度）	
	電力使用量	24,030.0	（千kWh）	24,430.0 （千kWh）
	電力削減率	-1.5 %	電力削減量	-400 千kWh/年

ピーク対策効果	電気需要平準化時間帯の 電力使用量		事業前 14,252.0 (千kWh)	事業後 (28 年度) 11,180.0 (千kWh)
	ピーク対策効果率	19.1 %	ピーク対策効果量	3,072.00 千kWh/年
	増エネでない (申請可)			

費用対効果	3.072 (千kWh/年) × 15 (年) / 0.329 (億円) = 140.1 (千kWh/億円) 14.0 (千kWh/千万円)
-------	---

事業費	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)
	設計費 2,500,000	2,500,000
	設備費 37,900,000	27,900,000
	工事費 2,750,000	2,500,000

省エネ効果・節電効果の値は、区分Ⅱ
計画書3-2-3,3-2-4等の値と整合を取る。

省エネ量×(建築構造物を除く)最長の
法定耐用年数÷補助対象経費。

区分 《Ⅰ》+《Ⅱ》 の効果等	省エネルギー 効果	事業前		事業後（28年度）		
		事業所のエネルギー使用量	33,780.0（kl）		31,194.6（kl）	
		省エネルギー率	7.7%		省エネルギー量	2,585.4 kl/年
	2,585.4（kl/年）× 15（年）／ 0.329（億円）＝		117,875.4（kl/億円）		11,787.5（kl/千万円）	
	ピーク対策 効果	事業前		事業後（28年度）		
		電気需要平準化時間帯の 電力使用量	16,100.0（kWh）		11,180.0（kWh）	
ピーク対策効果率		30.6%		ピーク対策効果量	4,920.00 千kWh/年	
4,920.0（千kWh/年）× 15（年）／ 0.329（億円）＝		224,316.1（千kWh/億円）		22,431.6（千kWh/千万円）		

区分Ⅱ計画書

事業概要(Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援)①

全てポータルに入力の情報が表示されます。

記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所を参照してください。

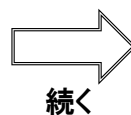
26-1

補助対象事業において、共通の情報です。
申請総括表と同じ情報が表示されます。

26-2

区分Ⅱにおいて、「導入設備/技術概要」にどんな設備を導入するのか、その設備がどのように省エネ効果を発揮するのかを簡単にまとめて入力する。

別冊 補助事業
ポータルについて
24ページ参照



区分Ⅱ計画書記載例

- ・提出する実施計画書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字は削除。青字は事業毎の情報を記載。青字は黒字に変換。

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

3-1 事業概要(Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・)

(事業者) ○○工業株式会社

他 0 者

(実施場所) 東京都中央区〇〇二丁目3番5号

他 0 箇所

(申請法人の業種) **プラスチック製品製造業** 18

18

(実施場所の業種) **プラスチック製品製造業** 18

18

(資本金) 〇〇億円 (従業員数) 〇〇〇人 中小企業

第1種エネルギー管理指定工場

申請パターン	申請パターン F « I » + « II » + « III »		エネマネ事業：該当	代行申請：無
補助事業名	〇〇株式会社			
補助事業概要				
事業完了予定日	平成27年1月30日 複数年事業（全体2年） 年度またぎ事業：該当 併願			
導入設備／技術概要	省エネ効果・節電効果・ピーク対策効果の値は、区分Ⅱ計画書3-2-3、3-2-4等の値と整合を取る。 省エネ量×（建築構造物を除く）最長の法定耐用年数÷補助対象経費。			
省エネ効果（原油換算）	事業前		事業後（28年度）	
	事業所のエネルギー使用量 31,170.3 (kl)		31,194.6 (kl)	
	省エネルギー率 -0.1 %		省エネルギー量 -24.3 kl/年	
節電効果	事業前		事業後（28年度）	
	電力使用量 24,030.0 (kWh)		24,430.0 (kWh)	
	電力削減率 -1.5 %		電力削減量 -400 kWh/年	
ピーク対策効果	事業前		事業後（28年度）	
	電力使用量 14,252.0 (kWh)		11,180.0 (kWh)	
	ピーク対策効果率 19.1 %		ピーク対策効果量 3,072.00 kWh/年	
増エネでない（申請可）				
費用対効果	$3.072 \text{ (kWh/年)} \times 15 \text{ (年)} \div 0.329 \text{ (億円)} = 140.1 \text{ (kWh/億円)}$			
	14.0 (kWh/千万円)			
事業費	補助事業に要する経費（円）		補助対象経費（円）	
	設計費 2,500,000		2,500,000	
	設備費 37,900,000		27,900,000	
	工事費 2,750,000		2,500,000	
	諸			
	省エネ効果・節電効果の値は、区分Ⅱ計画書3-2-3,3-2-4等の値と整合を取る。		省エネ量×（建築構造物を除く）最長の法定耐用年数÷補助対象経費。	

区分 《Ⅰ》と《Ⅱ》 の効果等	省エネルギー 効果	事業前		事業後（ 28 年度）		
		事業所のエネルギー使用量	33,780.0 （ kl ）		31,194.6 （ kl ）	
		省エネルギー率	7.7 %	省エネルギー量	2,585.4 kl/年	
		2,585.4 (kl/年) × 15 （年） / 0.329 （億円） =		117,875.4 （kl/億円） 11,787.5 (kl/千万円)		
	ピーク対策 効果	事業前		事業後（ 28 年度）		
		電気需要平準化時間帯の 電力使用量	16,100.0 （千kWh）		11,180.0 （千kWh）	
		ピーク対策効果率	30.6 %	ピーク対策効果量	4,920.00 千kWh/年	
		4,920.0 （千kWh/年） × 15 （年） / 0.329 （億円） =		224,316.1 （千kWh/億円） 22,431.6 (千kWh/千万円)		

※必ず一枚にまとめること。

区分Ⅱ計画書

事業概要(Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援)②

全てポータルに入力の情報が表示されます。

記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所を参照してください。

26-3

「事業所のエネルギー使用量」の【事業前】【事業後】に、「エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅱ)」(28)のb欄、c欄の数字をそれぞれ入力する。

※(省エネルギー率)、(省エネルギー効果)は上記入力により自動計算される。

26-4

「電力使用量(千kWh)」の【事業前】【事業後】に、電力使用量を、「エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅱ)」(28)のAh欄-Bh欄の値、Ch欄-Dh欄の値をそれぞれ入力する。

※(電力削減率)、(電力削減量)は、上記入力により自動計算される。

26-5

「電気需要平準化時間帯の電力使用量(千kWh)」の【事業前】【事業後】に、電力使用量を、「エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅱ)」(28)のk欄-l欄の値、m欄-n欄の値をそれぞれ入力する。

※(ピーク対策効果率)、(jピーク対策効果量)は、上記入力により自動計算される。

「増エネでない」事を確認後、入力する。

(入力にて申請してもよい。)

26-6

「エネルギー使用量」、「建物・構築物を除く最長の法定耐用年数」、「電気需要平準化経費情報」の入力により、自動計算される。

別冊 補助事業
ポータルについて
24ページ参照

区分Ⅱ計画書記載例

- ・提出する実施計画書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字は削除。青字は事業毎の情報を記載。青字は黒字に変換。

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

3-1 事業概要(Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・)

(事業者) ○○工業株式会社

他 0 者

(実施場所) 東京都中央区〇〇二丁目3番5号

他 0 箇所

(申請法人の業種) **プラスチック製品製造業** 18

(実施場所の業種) **プラスチック製品製造業** 18

(資本金) 〇〇億円 (従業員数) 〇〇〇人 中小企業 第1種エネルギー管理指定工場

申請パターン	申請パターン F < I > + < II > + < III > エネマネ事業：該当 代行申請：無 〇〇株式会社																
補助事業名																	
補助事業概要																	
事業完了予定日	平成27年1月30日 複数年事業（全体2年） 年度またぎ事業：該当 併願																
導入設備 ／技術概要	省エネ効果・節電効果・ピーク対策効果の値は、区分Ⅱ計画書3-2-3、3-2-4等の値と整合を取る。 省エネ量×（建築構造物を除く）最長の法定耐用年数÷補助対象経費。																
省エネ効果 （原油換算）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>事業前</th><th>事業後（28年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所のエネルギー使用量</td><td>31,170.3 (kl)</td><td>31,194.6 (kl)</td></tr> <tr> <td>省エネルギー率</td><td>-0.1 %</td><td>省エネルギー量 -24.3 kl/年</td></tr> </tbody> </table>			事業前	事業後（28年度）	事業所のエネルギー使用量	31,170.3 (kl)	31,194.6 (kl)	省エネルギー率	-0.1 %	省エネルギー量 -24.3 kl/年						
	事業前	事業後（28年度）															
事業所のエネルギー使用量	31,170.3 (kl)	31,194.6 (kl)															
省エネルギー率	-0.1 %	省エネルギー量 -24.3 kl/年															
節電効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>事業前</th><th>事業後（28年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力使用量</td><td>24,030.0 (kWh)</td><td>24,430.0 (kWh)</td></tr> <tr> <td>電力削減率</td><td>-1.5 %</td><td>電力削減量 -400 kWh/年</td></tr> </tbody> </table>			事業前	事業後（28年度）	電力使用量	24,030.0 (kWh)	24,430.0 (kWh)	電力削減率	-1.5 %	電力削減量 -400 kWh/年						
	事業前	事業後（28年度）															
電力使用量	24,030.0 (kWh)	24,430.0 (kWh)															
電力削減率	-1.5 %	電力削減量 -400 kWh/年															
ピーク対策効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>事業前</th><th>事業後（28年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気需要平準化時間帯の電力使用量</td><td>14,252.0 (kWh)</td><td>11,180.0 (kWh)</td></tr> <tr> <td>ピーク対策効果率</td><td>19.1 %</td><td>ピーク対策効果量 3,072.00 kWh/年</td></tr> </tbody> </table>			事業前	事業後（28年度）	電気需要平準化時間帯の電力使用量	14,252.0 (kWh)	11,180.0 (kWh)	ピーク対策効果率	19.1 %	ピーク対策効果量 3,072.00 kWh/年						
	事業前	事業後（28年度）															
電気需要平準化時間帯の電力使用量	14,252.0 (kWh)	11,180.0 (kWh)															
ピーク対策効果率	19.1 %	ピーク対策効果量 3,072.00 kWh/年															
費用対効果	増エネでない（申請可） $3.072 \text{ (kWh/年)} \times 15 \text{ (年)} \div 0.329 \text{ (億円)} = 140.1 \text{ (kWh/億円)}$ 14.0 (kWh/千万円)																
6-7	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補助事業に要する経費（円）</th><th>補助対象経費（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計費</td><td>2,500,000</td><td>2,500,000</td></tr> <tr> <td>設備費</td><td>37,900,000</td><td>27,900,000</td></tr> <tr> <td>工事費</td><td>2,750,000</td><td>2,500,000</td></tr> <tr> <td>諸</td><td>省エネ効果・節電効果の値は、区分Ⅱ計画書3-2-3,3-2-4等の値と整合を取る。</td><td>省エネ量×（建築構造物を除く）長の法定耐用年数÷補助対象経費。</td></tr> </tbody> </table>			補助事業に要する経費（円）	補助対象経費（円）	設計費	2,500,000	2,500,000	設備費	37,900,000	27,900,000	工事費	2,750,000	2,500,000	諸	省エネ効果・節電効果の値は、区分Ⅱ計画書3-2-3,3-2-4等の値と整合を取る。	省エネ量×（建築構造物を除く）長の法定耐用年数÷補助対象経費。
	補助事業に要する経費（円）	補助対象経費（円）															
設計費	2,500,000	2,500,000															
設備費	37,900,000	27,900,000															
工事費	2,750,000	2,500,000															
諸	省エネ効果・節電効果の値は、区分Ⅱ計画書3-2-3,3-2-4等の値と整合を取る。	省エネ量×（建築構造物を除く）長の法定耐用年数÷補助対象経費。															
事業費																	

区分Ⅱ計画書

事業概要(Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援)③

全てポータルに入力の情報が表示されます。

記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所を参照してください。

26-7

ポータルの「電気需要平準化経費情報」の金額が反映されます。
入力方法は、3-1 を参照してください。

別冊 補助事業
ポータルについて
24ページ参照

26-8

「事業所のエネルギー使用量」の【事業前】【事業後】に、
18-3 で入力した数字と 26-3 で入力した数字が反映されます。

※(省エネルギー率)、(省エネルギー効果)は上記入力により自動計算される。

26-9

「電気需要平準化時間帯の電力使用量」の【事業前】
【事業後】に、18-6 で入力した数字と 26-5 で入力した数字が反映されます。

※(ピーク対策効果率)、(ピーク対策効果量)は上記入力により自動計算される。

27-1

申請にあたり、申請者が確認すべき事項です。内容をよく読んで
チェックボックス口に、レ点を入れること。

手書きでレ点を入れる、またはワードファイル上で入力してもよい。
※プリンターで出力後に、正しく印刷されていることを確認すること。

27-2

記載例①・記載例②のように、導入ピーク対策設備の機能、仕様、
機構、システム図について詳しく記入する。

※別添で機構図、システム図を添付してもよい。

※補助対象設備の範囲が明確にわかるようにすること。

・システム図 別図参照 (別図で添付)

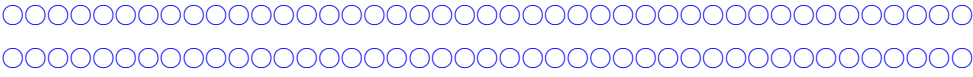
3-2-2 導入する設備の能力の根拠

※3-2-1に記載した導入設備の能力がなぜ必要か、必要により別図等を使用して説明すること。

記載例①

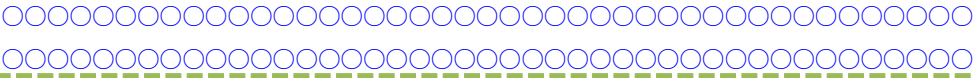
27-3

例：導入する蓄電池は夏期に 1,200kW 一定で 7 時間、冬期に 1,000kW 一定で 7 時間のピークシフトを行う。



記載例②

例：導入する蓄電池は電力使用量が 4,000kW を超える、最大 1,000kW となる部分のピークシフトを行う。



【3-2-3の項目一覧】

3-2-3 a 電気需要平準化時間帯のピーク対策効果

- (1) 電気需要平準化時間帯でのピーク対策効果の算出根拠
- (2) ピーク対策効果の計算に使用した数値の根拠
- (3) 設備導入前後の電力使用量バランス
- (4) 設備導入後の電力使用量の実測方法、確認方法

3-2-3 b ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量

- (1) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量の算出根拠
- (2) ピーク対策設備・システム導入後の年間エネルギー使用量及び電力削減量計算に使用した数値の根拠
- (3) ピーク対策設備・システム導入前後のエネルギー使用量バランス
- (4) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー効果の実測方法、確認方法

3-2-3 a 電気需要平準化時間帯のピーク対策効果

27-4

(1) 電気需要平準化時間帯でのピーク対策効果の算出根拠

※電気需要平準化時間帯とは夏期 (7 月～9 月) 及び冬期 (12 月～3 月) の 8 時～22 時までの時間帯を指す。

※3-2-4「エネルギー使用量の原油換算表 (II)」のうち、「電気需要平準化時間帯」の数値と一致させること。

※ピーク対策効果の算出根拠について、計算に用いた定数や係数、式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。

ピーク対策効果の算出式

$$\text{ピーク対策効果量(千 kWh)} = \text{設備導入前の電気需要平準化時間帯の電力使用量} - \text{設備導入後の電気需要平準化時間帯の電力使用量}$$

$$\text{ピーク対策効果率(\%)} = \left[\frac{\text{ピーク対策効果量}}{\text{設備導入前の電気需要平準化時間帯の電力使用量}} \right] \times 100$$

27-3

導入するピーク対策の設備について、3-2-1に記載した設備の能力がなぜ必要なのか、必要に応じて別図等を使用して根拠を説明する。

27-4

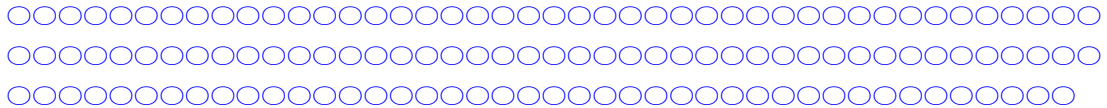
「エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅱ)」(28)の数値と一致させた値を記入。また、ピーク対策効果の計算過程も合わせて記入する。

ピーク対策効果の計算については「別冊省エネルギー計算について」を、必ず参照下さい。

記載例①

計算結果を先に記載する。

- 1) 事業場のピーク対策効果量 (電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減量)
=957.6千kWh/年 (裕度(安全率)10%を考慮)
- 2) ピーク対策効果率 (電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減率)
=18.7% (裕度(安全率)10%を考慮)



【計算過程】

蓄電池設備を導入し、ピーク対策を実施する

設備の稼働条件は以下の通り

- ・蓄電池は電気需要平準化時間帯の時期（7月～9月、12月～3月）のみ稼働する
- ・放電時間は平日昼間10～17時、夏期は出力1,200kW、冬期は出力1,000kWで放電する
（土日は工場が休みの為、土日は稼働しない）
- ・充電時間は平日夜間22～5時

7月～9月のピーク対策効果量： $1,200\text{kWh} \times 7\text{h} = 8,400\text{kWh/日}$

12月～3月のピーク対策効果量： $1,000\text{kWh} \times 7\text{h} = 7,000\text{kWh}/\text{日}$

7月～9月の平日稼働日数を60日間、

12月～3月の平日稼働日数を80日間として、

【夏期】ピーク対策効果量 = 8,400kW × 60 × 0.9※注 = 453,600kWh・・・①

【冬期】 ピーク対策効果量 = 7,000kW × 80 × 0.9※注 = 504,000kWh・・・②

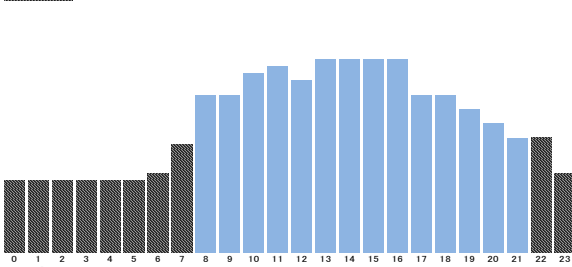
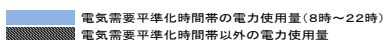
※注意) 計算誤差を考慮し、裕度を10%みている。

【年間】 ピーク対策効果量 = ①453,600kWh + ②504,000kWh = 957,600kWh・・・③

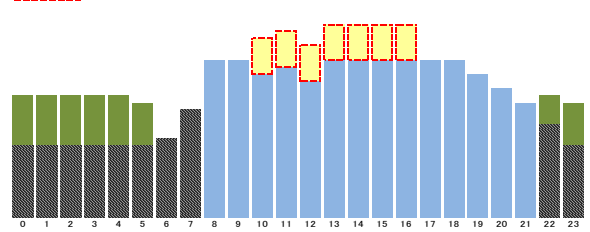
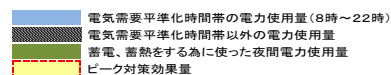
H25 年度の電気需要平準化時間帯の電力使用量： 5,120,000kWh/年・・・④ ((2) で算出)

ピーク対策効果率：③957,600kWh / ④5,120,000kWh × 100 = 18.7 (%)

ピーク対策設備導入前



ピーク対策設備導入後

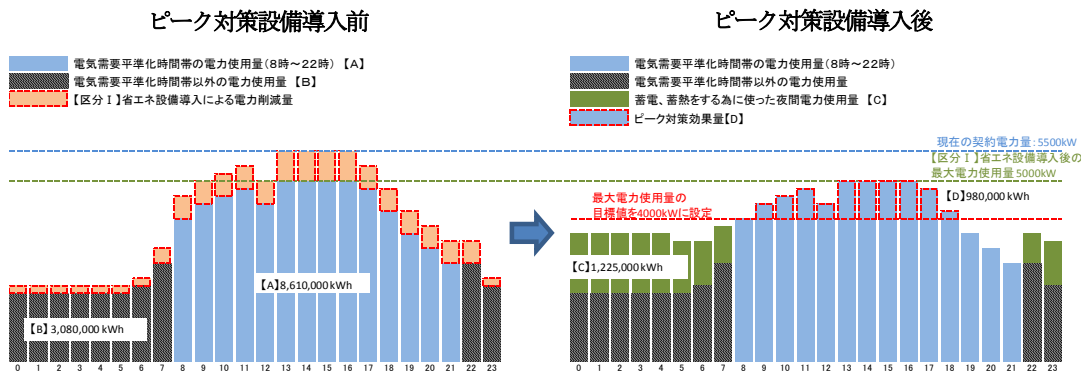


計算結果を先に記載する。

- 1) 事業場のピーク対策効果量（電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減量）
＝882.0 千kWh／年（裕度(安全率)10%を考慮）
- 2) ピーク対策効果率（電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減率）
＝10.2%（裕度(安全率)10%を考慮）

[illegible]

本事業は【区分Ⅰ】省エネ設備とあわせて【区分Ⅱ】ピーク対策設備を導入する事業である。



【計算過程】

蓄電池設備を導入し、ピーク対策を実施する

「電力使用状況」

- ・ 25 年度の年間電力使用量
〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇kWh/年
- ・ 契約電力 5,500kW

原油換算表において、区分Ⅰ省エネ設備を導入している場合、省エネ設備導入後の年間電力使用量を、区分Ⅱピーク対策機器導入前の年間電力使用量とする。本記載例は、省エネ設備により、電力使用量が減少するケース。

- ・【区分Ⅰ】省エネ設備導入後の年間電力使用量
22,457,000kWh／年
- ・【区分Ⅰ】省エネ設備導入後の最大電力使用量
(導入前)5,500kw (導入後)5,000kw

電力会社から提供(検針票等)された力率測定
用の有効電力量から算出でも可。

- ・25年度の電気需要平準化時間帯の電力使用量
8,610,000kWh/7月～9月、12月～3月・・・①

(別添の EMS データ実績)

- ・25年度の電気需要平準化時間帯以外の電力使用量

3,080,000kWh/7月~9月、12月~3月

(別添の EMS データ実績)

[illegible]

設備の稼働条件は以下の通り

- ・蓄電池は電気需要平準化時間帯の時期（7月～9月、12月～3月）のみ稼働する
- ・平日昼間8～22時の間、4000kWを超えた場合、放電する
（土日は工場が休みの為、土日は稼働しない）
- ・充電時間は平日夜間22～8時

25 年度において、電気需要平準化時間帯に 4000kW を超えた電力使用量の合計は、980,000kWh であった。

(別添の EMS データ実績)

[illegible]

電気需要平準化時間帯に 4000kW を超えた電力使用量の合計 980, 000kWh が電気需要平準化時間帯における電力削減量となる。

安全率を 10%とみて、ピーク対策効果量は

$$980,000\text{kWh} \times 0.9 = 882,000\text{kWh} \cdot \cdot \textcircled{2}$$

よって蓄電池導入後のピーク対策効果は

ピーク対策効果量：882,000kWh・・・②

ピーク対策効果率：(②882,000kWh / ①8,610,000kWh) × 100 = 10.2 (%)

[illegible]

- ・ピーク対策効果の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
計算結果のみの記載は不可。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。
- ・ピーク対策効果が区別できるアイテムに関しては別々に記述し、それぞれのピーク対策効果が分かるように記述すること。
- ・ピーク対策効果が発生しない設備を導入することはできない。
- ・事業終了後のピーク対策効果の検証が容易に行えるよう工夫すること。
- ・設備性能の裕度（安全率）を考慮してピーク対策効果計算を行うこと。
- ・裕度（安全率）の理由を簡潔に記載のこと。
- ・生産量や稼働時間等を単に減らすだけによる、ピーク対策効果を計算に入れないこと。生産量や稼働時間等が減る見込みの場合は、過去の実績年度と同条件として計算する。
- ・参考見積で記載された機器の仕様により計算する場合は、メーカー指定とならないよう参考値であることを明記する。

導入前のベースデータは、
実測値をもとにすること。

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。

EMSの以下の実測データから、電気需要平準化時間帯の電力使用量を確認

電気需要平準化時間帯の買電量

【冬期】 $000\text{kWh} + 000\text{kWh} + 000\text{kWh} + 000\text{kWh} = 000\text{kWh} \cdot \cdot \textcircled{6}$

【年間】⑤〇〇〇〇kWh + ⑥〇〇〇〇kWh = 5,120,000kWh

27

[illegible]

- ・ピーク対策効果の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
計算結果のみの記載は不可。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにする。
- ・ピーク対策効果が区別できるアイテムに関しては別々に記述し、それぞれのピーク対策効果が分かるように記述すること。
- ・ピーク対策効果が発生しない設備を導入することはできない。
- ・事業終了後のピーク対策効果の検証が容易に行えるよう工夫すること。
- ・設備性能の裕度（安全率）を考慮してピーク対策効果計算を行うこと。
- ・裕度（安全率）の理由を簡潔に記載のこと。
- ・生産量や稼働時間等を単に減らすだけによる、ピーク対策効果を計算に入れないこと。生産量や稼働時間等が減る見込みの場合は、過去の実績年度と同条件として計算する。
- ・参考見積で記載された機器の仕様により計算する場合は、メーカー指定とならないよう参考値であることを明記する。

27-5

(2) ピーク対策効果の計算に使用した数値の根拠 (別添〇)

※使用する数字の妥当性を確認し、説明もしくは添付すること。

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。

導入前のベースデータは、
実測値をもとにすること。

[illegible]

記載例①

EMSの以下の実測データから、電気需要平準化時間帯の電力使用量を確認

[illegible]

電気需要平準化時間帯の買電量

【夏期】○○○kWh + ○○○kWh + ○○○kWh = ○○○kWh · · ⑤

【冬期】○○○kWh + ○○○kWh + ○○○kWh + ○○○kWh = ○○○kWh · · ⑥

【年間】 ⑤〇〇〇〇kWh + ⑥〇〇〇〇kWh = 5,120,000kWh

27-5

ピーク対策効果の計算に使用した数値の根拠について説明を記入する。
例えば、実測値等をもとに算出している場合は、その測定結果をこの記入欄に書くか、別途参照として添付資料を付けてもよい。

記載例②

7月～9月及び12月～3月の平均稼働日数を150日として、

1日当たりの電気需要平準化時間帯の4000kWを超えた電力使用量は
 $980,000\text{kWh} \div 150 (\text{日}) = 6,533\text{kWh}$

放電する予定の時間は10時間とすると、1時間当たりの必要平均放電量は
 $6,533\text{kWh} \div 10 (\text{時間}) = 653.3\text{kWh/時}$

蓄電池の容量は、最大放電量となり、
最大需要電力量 - 最大需要電力目標 = $5,000\text{kW} - 4,000\text{kW} = 1,000\text{kW}$

この蓄電池に22時から8時の10時間に充電すると充電量は
 $1,000\text{kW} \times 10 (\text{時間}) = 10,000\text{kWh}$

電力変換効率を80%とすると、放電量は
 $10,000\text{kWh} \times 80\% = 8,000\text{kWh}$

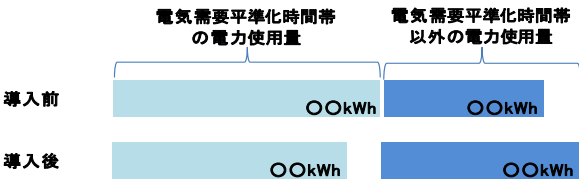
1日当たりの電気需要平準化時間帯の4000kWを超えた電力使用量に対し、22%の余裕がある
 $(8,000\text{kWh} \div 6,533\text{kWh}) \times 100 = 122\%$

27-6

(3) 設備導入前後の電力使用量バランス

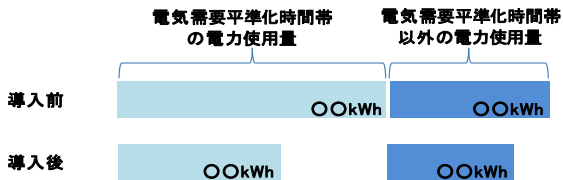
※導入前後の電力使用量バランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。

【ピークシフトの場合の記載例】



ピークシフト・・・夜間など比較的電力需要の少ない時間帯へ、電気を使用する時間を移動したり、蓄電すること。

【ピークチェンジの場合の記載例】



ピークチェンジ・・・電力の使用から、ガス・油等への使用へ転換すること。

電気需要平準化時間帯とそれ以外の時間帯の、導入前と導入後の電力使用量の変化を記載もしくは別図で添付すること。

27-6

ピーク対策設備導入前後の電力使用量バランスについて、図等をこの欄に書くか、別添参照として添付資料を付けてもよい。

(4) 設備導入後の電力使用量の実測方法、確認方法

※申請時の電力使用量計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例：電力会社から提供される、検針票の力率測定用の有効電力量から確認する。

例：エネルギー使用量のモニター装置から電力使用量を確認する。

[illegible]

省エネ量がマイナスになる
場合でも必ず記載すること。

3-2-3b ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量

27-8

(1) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー量及び電力削減量の算出根拠

※エネルギー使用量の増減を、計算に用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。

※区分Ⅰの設備がある申請パターンの場合は、区分Ⅰの導入後のエネルギー使用量を区分Ⅱのエネルギー使用量として記入する。

記載例①

計算結果を先に記載する。

- 1) 事業場の年間省エネルギー量 -68.9k1/年 (裕度 20%を考慮)
- 2) 年間省エネルギー率 -1.26% (裕度 20%を考慮)

電力変換効率が 80%の為、③の効果を得るために必要な夜間電力使用量は

$$957,600\text{kWh} \times (100/80) = 1,197,000\text{kWh}$$

安全率を 10% とすると

$$1,197,000\text{kWh} \times 1.1 = 1,316,700\text{kWh}$$

設備導入後の電力使用量は

	【導入前】	【導入後】
電気需要平準化時間帯 の昼間買電	5, 120, 000kWh	4, 162, 400 (=5, 120, 000-957, 600)
電気需要平準化時間帯 以外の昼間買電	4, 500, 000kWh	4, 500, 000kWh
夜間電力	3, 740, 000kWh	5, 056, 700kWh (=3, 740, 000+1, 316, 700)
合計	13, 360, 000kWh	13, 719, 100kWh

27 区分Ⅱ計画書(電力使用量削減効果の計算(ピーク対策効果)③)

27-7 ピーク対策設備導入後の電力使用量の実測データに基づいた実測方法や確認方法について説明する。

27-8 「エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅱ)」(28)の数値と一致させた値を記入。
また省エネルギー量の計算過程も合わせて記入する。

電気以外のエネルギーとして、都市ガスを 1,820,000 m³/年使用している

		設備導入前			設備導入後		
	単位		GJ (熱量換算)	KI (原油換算)		GJ (熱量換算)	kl (原油換算)
夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯	千 kWh	5, 120	51, 064. 4	1, 317. 0	4, 162. 4	41, 499. 1	1, 070. 7
電気需要平準化時間帯 を除いた昼間買電	千 kWh	4, 500	44, 865. 0	1, 157. 5	4, 500	44, 865. 0	1, 157. 5
夜間買電	千 kWh	3, 740	34, 707. 4	895. 4	5, 056	46, 962. 2	1, 210. 7
都市ガス 1 3 A	千 m³	1, 820	81, 900. 0	2, 113. 0	1, 820	81, 900	2, 113. 0
合計				5, 483. 0			5, 551. 9

※原油换算 (10GJ=0.258kl)

省エネルギー量は

$$\text{導入前の原油換算量} - \text{導入後の原油換算量} = 5,483.0 - 5,551.9 = -68.9\text{kl}$$

省エネルギー率は

$$\frac{\text{導入後の省エネルギー量}}{\text{導入前の原油換算量}} \times 100 = \frac{68.9}{5,483.0} \times 100 = -1.26 (\%)$$

記載例②

計算結果を先に記載する。

- 1) 事業場の年間省エネルギー量 -70.5k~~l~~/年 (裕度 10%を考慮)

【計算過程】

電力変換効率が 80%の為、電気需要平準化時間帯に 4000kW を超えた電力を削減する為に必要な夜間電力は

$$980,000\text{kWh} \times (100 \div 80) = 1,225,000\text{kWh}$$

安全率を 10% とすると必要な夜間電力は

$$1,225,000\text{kWh} \times 1.1 = 1,347,500\text{kWh}$$

設備導入前後の電力使用量は

	【導入前】	【導入後】
電気需要平準化時間帯		
の昼間買電	8, 610, 000kWh	7, 630, 000kWh (=8, 610, 000-980, 000)
電気需要平準化時間帯		
以外の昼間買電	7, 567, 000kWh	7, 567, 000kWh
夜間電力	6, 280, 000kWh	7, 627, 500kWh (=6, 280, 000+1, 347, 500)
合計	22, 457, 000kWh	22, 824, 500kWh

電気以外のエネルギーとして、都市ガスを 3,060,000 m³/年使用している

		設備導入前			設備導入後		
	単位		GJ (熱量換算)	Kl (原油換算)		GJ (熱量換算)	kl (原油換算)
夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯	千 kWh	8,610	85,841.7	2214.7	7,630	76,071.1	1,962.6
電気需要平準化時間帯 を除いた昼間買電	千 kWh	7,567	75,443.0	1,946.4	7,567	75,443.0	1,946.4
夜間買電	千 kWh	6,280	58,278.4	1,503.6	7,627	70,783.2	1,826.2
都市ガス13A	千m³	3,060	137,700.0	3,552.7	3,060	137,700	3,552.7
合計				9,217.4			9,287.9

※原油換算 (10GJ=0.258kl)

省エネルギー量は

$$\text{導入前の原油換算量} - \text{導入後の原油換算量} = 9,217.4 - 9,287.9 = -70.5\text{kl}$$

省エネルギー率は

区分Ⅰによる省エネルギー量効果が1,252.5k1であることから、

$$\begin{aligned} & \text{導入後の省エネルギー量} \div (\text{導入前の原油換算量} + \text{区分Ⅰの省エネルギー量}) \times 100 \\ & = -70.5 \div (9,217.4 + 1,252.5) \times 100 = -0.67 (\%) \end{aligned}$$

省エネ設備導入前の原油換算量と一致させること。

[illegible]

記載例ここまで

- ・ピーク対策設備導入後の事業場全体の年間エネルギー使用量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
計算結果のみの記載は不可。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。
- ・省エネルギー効果が区別できるアイテムに関しては別々に記述し、それぞれの省エネ効果が分かるように記述すること。
- ・事業終了後の事業場全体の年間エネルギー量の検証が容易に行えるよう工夫すること。
- ・国際単位系（SI）で記載すること。特に熱量はジュール（J）を使用すること。
- ・電気需要平準化時間帯の電力削減量や燃料の増減等を算出し、「エネルギー使用量の原油換算表」に反映させる。
- ・設備性能の裕度（安全率）を考慮して省エネ計算を行うこと。
- ・裕度（安全率）の理由を簡潔に記載のこと。
- ・生産量や稼働時間等を、単に減らすだけの省エネ量を計算に入れないこと。生産量や稼働時間等が減る見込みの場合は、過去の実績年度と同条件として計算する。
- ・参考見積で記載された機器の仕様により計算する場合は、メーカー指定とならないよう参考値であることを明記する。

27

27-9

(2) ピーク対策設備・システム導入後の年間エネルギー使用量及び電力削減量計算に使用した数値の根拠 (別添○)

※使用する数字の妥当性を確認し、説明もしくは添付すること。

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。

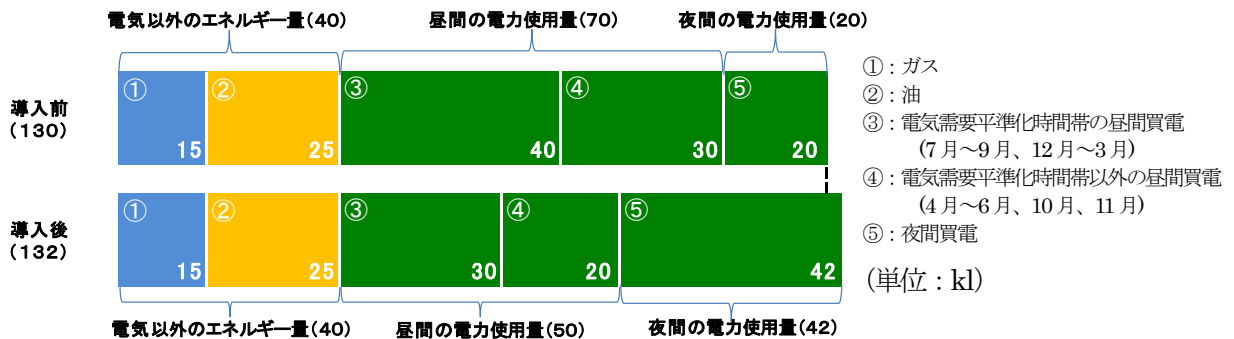
第10章

導入前のベースデータは、
実測値をもとにすること。

27-10

(3) ピーク対策設備・システム導入前後のエネルギー使用量バランス

※導入前後の年間エネルギー使用量バランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。



27-11

(4) ピーク対策設備・システム導入後の省エネルギー効果の実測方法、確認方法

※申請時の電力使用量計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例：電力会社から提供される、検針票の力率測定用の有効電力量及び測定した放電量、充電量から確認する。

例：エネルギー使用量のモニター装置から電力使用量及び測定した放電量、充電量を確認する。

[illegible]

27-9

ピーク対策設備・システム導入後の年間エネルギー使用量及び電力削減量計算に使用した数値の根拠について、説明を記入する。

例えば、実測値等をもとに算出している場合は、その測定結果をこの記入欄に書くか、別添参照として添付資料を付けてもよい。

27-10

ピーク対策設備・システム導入前後のエネルギー使用量のバランスを

- ①電力以外のエネルギー量と
- ②電気需要平準化時間帯の買電量と
- ③電気需要平準化時間帯以外の昼間買電量と
- ④夜間買電

に分けてわかりやすく図等を書くか、別添参照として添付資料を付けてもよい。

27-11

事業導入後の省エネルギー効果の具体的な実測方法、確認方法を記入する。

3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅱ)

※グレー部分のみ入力可能
※他の書類(実施計画書の省エネルギー計算等)の値と整合を取ること

生産量or延床面積など、「1.申請概要」の数値と一致させること。
尚、製造業、鉱業、電気/ガス/熱供給業以外の業種は、生産数量を延床面積と読み替え可。

単年度事業は「27年度」と記載。
複数年度事業は、最終年度の事業完了の翌年度を記載する。

28-1

業種	単位	換算係数 (GJ/単位)	平成25年度 (実績)			平成〇〇年度 (導入後)		
			使用量 A	販売した副生エネルギーの量 B	差引後の熱量 (A-B)×換算係数	使用量 C	販売する副生エネルギーの量 D	差引後の熱量 (C-D)×換算係数
			数値	数値	熱量 (GJ)	数値	数値	熱量 (GJ)
生産量			2,999.0			3,000.0		
燃料及び熱	原油	k l	38.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	原油のうちコンデンサート (N.G.L.)	k l	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	揮発油 (ガソリン)	k l	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ナフサ	k l	33.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	灯油	k l	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	軽油	k l	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	A重油	k l	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B・C重油	k l	41.9	20,906.0	0.0	875,961.4	20,906.0	0.0
	石油アスファルト	t	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	石油コークス	t	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	液化石油ガス (L.P.G.)	t	50.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	石油系炭化水素ガス	千 m ³	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	液化天然ガス (L.N.G.)	t	54.6	1,753.0	0.0	95,713.8	1,753.0	0.0
	その他可燃性天然ガス	千 m ³	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	原料炭	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	一般炭	t	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無煙炭	t	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	石炭コークス	t	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	コールター	t	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	コークス炉ガス	千 m ³	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高炉ガス	千 m ³	3.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	転炉ガス	千 m ³	8.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	都市ガス 13A	千 m ³		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の燃料			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	産業用蒸気	GJ	1.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	産業用以外の蒸気	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	温水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	冷水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気	一般電気事業者	千 kWh	9.97	21,530.0	2,000.0	194,714.4	17,520.0	2,000.0
	昼間買電	千 kWh	9.97	14,952.00	700.00	142,092.44	11,880.00	700.00
	夜間買電	千 kWh	9.97	6,578.00	1,300.00	52,621.65	5,640.00	1,300.00
	上記以外の買電	千 kWh	9.97	4,500.00	0.00	41,760.31	8,910.00	0.00
	自家発電	千 kWh	9.97	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自家発電以外の計	千 kWh	-	26,030.0	2,000.0	236,474.75	26,430.00	2,000.00
	熱量合計	GJ				1,208,149.3		1,209,094.4
	原油換算量 (10GJ=0.258kl)	kl				31,170.3		31,194.6
	原油換算原単位	kl/トン				10.39		10.4

(注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。

・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。

・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。

・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

【省エネルギー効果】

f	-0.1	%
g	-24.3	kl

(b - c) / 区分Ⅰ b

b - c

【電力削減効果】

j	-1.5	%
i	-400.0	千 kWh

i / (区分Ⅰ A h - 区分Ⅰ B h)

(A h - B h) - (C h - D h)

【ピーク対策効果】

x	19.1	%
w	3,072.00	千 kWh

{ (k - l) - (m - n) } / (区分Ⅰ k - 区分Ⅰ l)

{ (k - l) - (m - n) }

【区分Ⅱが増エネでないか】

z	増エネでない(申請可)
	(0.993409495226484) 無単位

増エネでない(申請可) 又は 増エネ(申請不可)

zの結果を数式で: [{(コーク) + (1.3×カ+キ+ク)}] / [{(オーエ) + (1.3×ア+イ+ウ)}] ≤ 1

【Ⅰ+Ⅱの省エネルギー効果】

サ	7.7	%
シ	2,585.4	kl

シ / 区分Ⅰ b

g + 区分Ⅰ g

【Ⅰ+Ⅱのピーク対策効果】

ス	30.6	%
セ	4,920.00	千 kWh

セ / (区分Ⅰ k - 区分Ⅰ l)

w + 区分Ⅰ w

この数値は必達

申請パターンがC、F、Gの場合、表示されている。

28 区分Ⅱ計画書(エネルギー使用量の原油換算)

28-1

事業場の生産量や、「建物の登記簿謄本」に記載の延床面積等を入力する。

他の入力方法は、「別冊 省エネルギー計算について」を参照してください。

- ・グレー網掛け部分(エネルギー使用量(販売エネルギー量))に数値を記載してください。
- ・グレー網掛け部分以外の数値欄は、自動計算で表示されます。

○ピーク対策の考え方と補正について

①工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え等による電気需要平準化時間帯のピーク対策効果率が5%以上、ピーク対策効果量1900千kWh以上 or 耐用年数を考慮したピーク対策効果量800千kWh/千万円以上かつ「増エネにならないこと」の省エネルギー事業。

②～④は、「省エネルギーの考え方と補正について」と同様。

※導入設備を稼働して生産される製品等の生産量が増加してもよい。

※生産量が減少したことによるエネルギー使用量の減少は、省エネルギー効果に含められない。

29

- ・各項目は、区分Ⅱの新旧設備図面と関連付けて記述のこと。
- ・「（補助対象）」には、省エネルギー効果・ピーク対策効果を得るために必要な費用を記載のこと。
- ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

3-3. 所要資金計画

29-1

費 目	金 額 (円)	積 算 内 容 (円)
I. 設 計 費	(補助対象)	
	2,500,000	1. ○○○○○○○○○○ 2,500,000
		2. ○○○○○○○○○○ 0
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	2,500,000	
II. 設 備 費	(補助対象)	
	27,900,000	1. ○○○○○○○○○○ 24,300,000
		2. ○○○○○○○○○○ 3,600,000
		3. ○○○○○○○○○○ 0
	(補助対象外)	
	10,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 10,000,000
小 計	37,900,000	
III. 工 事 費	(補助対象)	
	2,500,000	1. ○○○○○○○○○○ 2,000,000
		2. ○○○○○○○○○○ 500,000
	(補助対象外)	
	250,000	1. ○○○○○○○○○○ 250,000
小 計	2,750,000	
IV. 諸 経 費	(補助対象)	参考見積等から記入する。
	0	0
	(補助対象外)	
	0	
小 計	0	
補助対象 計	32,900,000	
補助対象外計	10,250,000	
合 計	43,150,000	

受注業者において発生する工事に直接関係する諸経費は該当しない。I～Ⅲの該当する費目に含めること。

- ① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。
- ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。
- ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。

※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付するか、もしくは参考見積等を添付すること。

※ 補助対象設備を担保にいけないこと。

※ 各金額に消費税を含まないこと。

29-1

参考見積等から費目の区分(Ⅰ.設計費、Ⅱ.設備費、Ⅲ.工事費)に分けて、補助対象、補助対象外の別で記入する。
※設計、設備、工事にかかる諸経費はそれぞれの費目の区分に計上のこと。

30

3-4. 発注区分表

区分Ⅱについて、想定している発注名、発注単位を記述する。（4～5区分以下が望ましい）

想定している発注区分ごとの各費目の費用を記入する。

30-1					
項目 発注先 発注名	区分Ⅱ				(単位 円)
	蓄熱槽導入工事				費目合計
	未定				
I. 設計費	2,500,000				2,500,000
II. 設備費	37,900,000				37,900,000
III. 工事費	2,750,000				2,750,000
IV. 諸経費	0				0
合計	43,150,000				43,150,000

					(単位 年)
最長の法定耐用年数	15				---

30-2

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。

費目合計の数値を、「3-1事業概要」等と一致させること。

30-3

■特命発注に関する事項

特命発注が（ある・☒ ない）

「ある」を選択した場合は、以下に特命発注となる理由を記載し、価格の妥当性を示す根拠資料を添付のこと。

他に全く製作会社が存在しない等、止むを得ない理由としてSIIが認めた場合にのみ対象とできる。

30 区分Ⅱ実施計画書(発注区分表)

30-1 発注(予定)工事区分に分けてそれぞれの参考見積等から記入する。
※左記の例は1つの工事の場合。発注(予定)工事の数に合わせて
列を作って記入すること。

30-2 発注(予定)工事別に、導入予定設備の「最長の法定耐用年数」を
記入する。

30-3 特命発注が(ある・ない)を選択する。

「ある」とした場合は、以下により合理的な説明を行い、根拠となる資料
を添付する。

- ① **特命理由**(補助対象設備がなぜ1社しかないのか、他の設備では
何故対応できないのか明記のこと。)
- ② **価格の妥当性**(過去の事例や同類設備の価格等より提示すること。)

1-7「導入前後の比較図」詳細説明書類として、新設備の配置図面を添付する。複数階の場合は、階層ごとに図面が必要。

設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないようにする。
補助対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

複数年度事業は、実施年度の範囲も明記すること。

32 区分Ⅱ計画書 3-6 旧設備の撤去範囲

1-7「導入前後の比較図」詳細説明書類として、旧設備の撤去範囲を示した図を添付する。複数階の場合は、階層ごとに図面が必要。設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないようにする。補助対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

複数年度事業は、実施年度の範囲も明記すること。

《図面の注意事項》

図面と現地との「数量、配置等」に相違がある場合、一部もしくは全部が対象外となる場合があるので注意すること。

竣工図面等の利用は、実状と合わないケースがあるので十分に留意すること。

《設備の配置図等についての注意事項》

- ・寸法明記のこと。
- ・省エネルギー効果及びピーク対策効果に関する設備は全て記述のこと。
- ・補助対象設備の範囲が明確にわかるようにすること。
- ・補助対象設備の台数が型式・仕様ごとに明確に分かるようにすること。
- ・補助対象内外を明記すること。不明確な場合、補助対象内と記述したつもりであっても、補助対象内として認められないこともある。

《作成上の注意事項》

A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで、A4ファイル（2穴、ハードタイプ）に綴じ込んでください。

第3章

区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】

【備考】

- ・本区分は、平成26年度から新設されました。
- ・本章の内容は、該当する申請者のみが作成する書類です。
- ・従来通りの申請をお考えの方は、第1章（別PDFファイル）をご覧ください。

○区分Ⅲの目的について

区分Ⅲは、区分Ⅰ・Ⅱの事業に対し、事前に登録されたエネマネ事業者から提供されるEMSとエネルギー管理支援サービスを活用して、さらなる効果の向上を図ることを指します。区分Ⅲ単独での申請はできません。

区分Ⅰに対して活用される場合は事業場全体でのエネルギー使用量の削減を、区分Ⅱに対して活用される場合は電気需要平準化時間帯の電力使用量の削減を目的とします。

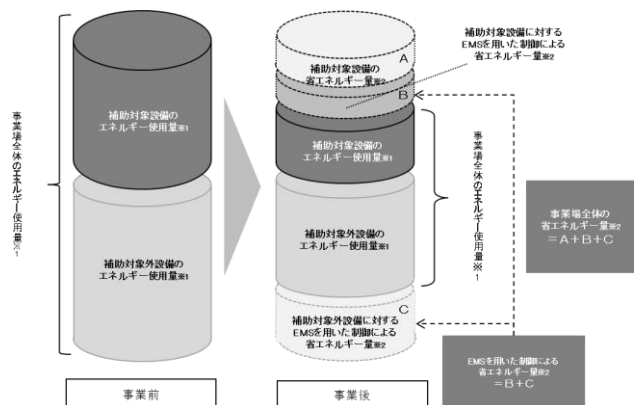
○区分Ⅲにおける申請可能要件について

区分Ⅰ・Ⅱに対し区分Ⅲを加える場合、それぞれの区分ごとの単体要件と、それぞれの区分を足し合わせた複合要件が課されます。

区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備・ システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合
D	電気設備 1%以上 or 500kWh以上 or 200kWh/平方メートル以上 電気設備 10%以上 or 1200kWh以上		電気設備 1%以上 or 500kWh以上
E		電気設備 5%以上 or 1000kWh/平方メートル or 800kWh/平方メートル以上 電気設備 10%以上 or 1200kWh以上 電気設備 50%以上 or 4000kWh以上	電気設備 5%以上 or 1000kWh/平方メートル or 800kWh/平方メートル以上
F	電気設備 1%以上 or 500kWh以上 or 200kWh/平方メートル以上 電気設備 5%以上 or 1000kWh/平方メートル or 800kWh/平方メートル以上 電気設備 10%以上 or 1200kWh以上		電気設備 1%以上 or 500kWh以上
G	電気設備 1%以上 or 500kWh以上 or 200kWh/平方メートル以上 電気設備 5%以上 or 1000kWh/平方メートル or 800kWh/平方メートル以上 電気設備 50%以上 or 4000kWh以上		電気設備 5%以上 or 1000kWh/平方メートル or 800kWh/平方メートル以上

○区分Ⅲにおける効果量の考え方について

区分Ⅲにおける効果量の定義は、EMSの自動制御による省エネルギー量(またはピーク対策効果量)です。区分Ⅰ・Ⅱの補助対象になっていない設備への制御による効果も含みます。



※1 区分Ⅱにおいては、「電気需要平準化時間帯の電力使用量」を指す。
 ※2 区分Ⅱにおいては、「ピーク対策効果量」を指す。

交付申請書作成の進め方① ―区分Ⅲ計画書―

交付申請書の該当項目を確認しながらお読みください。↓

1. 区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備がある。



2. 登録されているエネマネ事業者から、EMSを導入するエネマネ事業者を選択し、事前調査を行う。



3. 今回制御する設備の、導入前のエネルギー使用量を実測データもしくはカタログ等からの計算にて把握する。

【確認箇所】

⇒4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(左側)



4. EMSによる制御の詳細を決定し、効果量の計算を行う。

【確認箇所】

⇒4-2-3 効果量の計算



5. (区分Ⅰに対して)EMS単体の要件として、EMSの自動制御による省エネルギー効果について、省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl以上であること。

【確認箇所】

⇒4-2-3 効果量の計算

(区分Ⅱに対して)EMS単体の要件として、EMSの自動制御によるピーク対策効果について、ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であること。

⇒4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(右側)

確認OK

6. (区分Ⅰに対して)複合要件として、区分Ⅰ・Ⅱの対象設備による効果とEMSの自動制御による効果の合算の省エネルギー率が10%以上、又は省エネルギー量が1200kl以上であること。

【確認箇所】

⇒4-2-3 効果量の計算

(区分Ⅱに対して)複合要件として、区分Ⅰ・Ⅱの対象設備による効果とEMSの自動制御による効果の合算のピーク対策効果率が50%以上、又はピーク対策効果量が4500千kWh以上であること。

⇒4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(右側)

確認OK

7. エネマネ事業者からEMSの参考見積を取得し、区分Ⅲ計画書を作成する。

【確認箇所】

⇒4-3 所要資金計画

⇒4-4 発注区分表

交付申請書作成の進め方② -エネマネ事業者による代行申請-

エネマネ事業者を活用して申請が行われる場合、エネマネ事業者によって、申請書の作成等の作業を代行(次ページ補足有り)することができます。

1.エネマネ事業者は、依頼を受けた補助事業者に対して事前調査を行い、設備の置き換え等に対するEMSの導入を計画する。

2.エネマネ事業者は、省エネルギー・ピーク対策効果の計算を行い、申請可能要件を満たしていること確認する。

3.補助事業者が、SIIより発行を受けたIDとパスワードを使い、「補助事業ポータル」にログインする。

4.補助事業者が、ポータル上の入力エリアの上部に位置する「申請パターン」の項目でパターンD, E, F, Gを選んだ場合、同時に「エネマネ事業者名」、「代行申請の有無」について選択する。「代行申請有り」を選択すると、ポータル上に記載する申請書の内容について、該当のエネマネ事業者のアカウントによって、閲覧、編集、入力完了、出力が可能になる。

5. ポータルから出力する様式以外の指定様式は、ホームページから、ファイルをダウンロードして、交付申請書を作成する。

6.エネマネ事業者は、事前にSIIに登録したEMSの構成を決め、EMS導入の参考見積を作成する。※交付申請書へ添付

7.エネマネ事業者は、事前調査の結果を踏まえ、エネルギー管理支援サービスの案文を作成する。※交付申請書へ添付



8.その他、交付申請書に添付が必要な書類をとりまとめる。

(補足)

エネマネ事業者が代行申請を行う場合、以下のような業務がある。

1.SIIへの補助事業申請の代行

補助対象となる設備およびシステム・機器の導入を検討する事業者に対して、本事業についての詳細な説明を行うとともに、申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、SIIへの提出を代行できる。

2.補助事業の確定検査への協力

実績報告を受けた補助事業に対して、SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。エネマネ事業者は補助事業者への連絡や実績報告書の作成、現地確認に必要な調整など、SIIが行う検査へのサポートを行う。

3.省エネルギー量の成果報告

エネマネ事業者は、事業終了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容および成果のSIIへの報告を代行できる。なお、事業から1年後の省エネルギー実績が計画値に対して未達の場合は、支払済み補助金の返還となる場合があるので、適宜データの取得や監視・管理支援業務を行うこと。また、これ以外の時期においても、SIIは補助事業者を通してエネマネ事業者にデータの提出を依頼することがある。

※SIIに提出されたデータは、SIIから国に提出された後、統計的な処理等をされた後公表される場合がある。

4.補助事業の会計監査への協力

エネマネ事業者は、SIIが行う監査や会計検査院による会計監査に備え、エネマネ事業の実施に要した全ての書類を最低5年間以上保管することを補助事業者と協調し、閲覧・提出に協力しなければならない。

区分Ⅲ計画書の説明

区分Ⅲ計画書(事業概要(Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合)①)
事業概要については全て、ポータルに入力の情報が表示されます。
記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所
を参照してください。

33-1 補助対象事業において、共通の情報です。
申請総括表と同じ情報が表示されます。

33-2 「導入設備/技術概要」にどんなEMSを導入するのか、
そのEMSがどのように省エネ効果を発揮するのかを簡
単にまとめて入力する。

33-3 該当する契約電力を入力する。

33-4 該当する電力会社を選択する(プルダウン)。

33-5 該当する会社名あるいは、「個人事業主名本人」の氏名
を入力する。

33-6 該当する住所を入力する。

33-7 計測について、該当する項目に計測点数を入力する。

33-8 計測を行う具体的な設備名を入力する。また、補助対象
設備について個々の計測としない場合はその理由を入
力する。

33-9 制御について、該当する項目に制御点数を入力する。制
御点数は制御対象の電力負荷設備数とする。

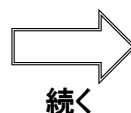
33-10 制御について、制御対象の設備、その消費電力割合な
ど、制御の概要を入力する。

33-11 導入するシステム・機器名称を選択する(プルダウン)。

33-12 導入するシステム・機器番号が反映される。

33-13 EMS管理支援サービスについて、サービス契約期間の
年数を入力する。※3年未満は補助対象外。

別冊 補助事業
ポータルについて
28ページ参照



続く

区分Ⅲ計画書記載例

- ・提出する実施計画書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字は削除。青字は事業毎の情報を記載。青字は黒字に変換。

4-1 事業概要(Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合)

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

(事業者) ○○工業株式会社

(実施場所) 東京都中央区〇〇二丁目3番5号

他 0 箇所

(申請法人の業種) **プラスチック製品製造業** 18

(実施場所の業種) プラスチック製品製造業 18

(資本金) 〇〇億円 (従業員数) 〇〇〇人 中小企業

第1種エネルギー管理指定工場

[illegible]

区分Ⅲ計画書(事業概要(Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合)①)
事業概要については全て、ポータルに入力の情報が表示されます。
記載内容については「別冊 補助事業ポータルについて」の該当箇所
を参照してください。

33-14 「事業所のエネルギー使用量」の【事業前】【事業後】に、
エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅲ)のb欄、c欄
の数字をそれぞれ入力する。

(省エネルギー率)、(省エネルギー量)は上記入力により
自動計算される。

33-15 「電力使用量」の【事業前】【事業後】に、エネルギー使用
量の原油換算表(区分Ⅲ)のAh欄-Bh欄の値、Ch欄-Dh欄
の値をそれぞれ入力する。

(電力削減率)、(電力削減量)は上記入力により自動計
算される。

33-16 「電気需要平準化時間帯の電力使用量」の【事業前】
【事業後】に、エネルギー使用量の原油換算表(区分
Ⅲ)のk欄-l欄の値、m欄-n欄の値をそれぞれ入力する。

(ピーク対策効果率)、(ピーク対策効果量)は上記入力
により自動計算される。

33-17 ポータルの「エネマネ事業経費情報」が反映されます。

所要資金計画(36)と整合性を取ることに。

別冊 補助事業
ポータルについて
30ページ参照

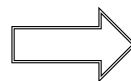
エネマネ事業に要する経費について、参考見積等から費目の区分
(Ⅰ.設計費、Ⅱ.設備費、Ⅲ.工事費)に分けて、補助事業に要する経費
(補助対象経費と補助対象外経費の計)、補助対象経費の別で入
力する。

※設計、設備、工事にかかる諸経費はそれぞれの費目の区分に計
上すること。

続いて、補助金額をそれぞれの区分別に計算し入力する。

[補助金の交付申請額] = [補助対象経費の額] ÷ 2

1円未満は切り捨てする。



続く

34

4-2 省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算（EMSを用いた設備の制御による効果のみとすること）

34-1

【 確 認 】

以下の計算の過程で計算ミスなどが理由であっても、申請時の省エネルギー量・ピーク対策効果量の達成が難しい見込みとなった場合は、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることを承諾のうえ、本計画を記載しています。

☐（←内容確認のうえ、レ点でチェックを入れる。）

主に計算する効果量を選択してください。（レ点でチェックを入れる。）

34-2

☐ 省エネルギー量（申請パターンD, F） ☐ ピーク対策効果量（申請パターンE, G）

4-2-1 導入EMSの機器構成、仕様

34-3

主装置	ABCD-1 2 3
入出力装置	コントロールユニット
空調・照明制御盤	端末収納盤
計測器	CT5A/50A/100A/250A/400A/600A
○○○○	○○○○○○
○○○○	○○○○○○
○○○○	○○○○○○
○○○○	○○○○○○

・申請パターンに応じて、省エネルギー量か、ピーク対策効果量を選択してください。
・選択していない方の効果量についても、原油換算表に効果を記載する場合は、ここにその根拠を記載して下さい。
・記載された効果量は全て必達目標となる。

34-4

4-2-2 導入EMSの制御機能の説明

※以下、制御の内容を具体的に記載する。

○. 照明省エネ制御

タイムスケジュール及び人感センサにより照明機器の点灯時間を最小化する。対象設備：照明機器

○. 外気取入れ量制御

室内CO₂濃度によって冷暖房負荷となる外気取入れ量を制御し熱源エネルギーを削減する。対象設備：空調器、換気ファン

○. 空調設定値緩和制御

室内外環境条件と省エネ目標値との相対により、空調温度設定値を緩和してエネルギー使用量を削減する。対象設備：空調器

・省エネルギー量を例として記載している。申請パターンの選択によってはピーク対策効果について記載すること。

34 区分Ⅲ計画書(省エネルギー量・ピーク対策効果量計算①)

34-1

申請にあたり、申請者が確認すべき事項です。内容をよく読んでチェックボックス□に、レ点を入れること。

手書きでレ点を入れる、またはワードファイル上で入力してもよい。
※プリンターで出力後に、正しく印刷されていることを確認すること。

34-2

申請パターンに合わせ、主に計算する効果量のチェックボックス□にレ点を入れること。手書きでレ点を入れる、またはワードファイル上で入力してもよい。

※プリンターで出力後に、正しく印刷されていることを確認すること。

※申請パターンD、Fの場合は省エネルギー量を、申請パターンE、Gの場合はピーク対策効果量を選択してください。

※選択していない方の効果量についても、原油換算表に効果を加算する場合は、その根拠を記載して下さい。

34-3

EMSシステムの機器構成、仕様を記載する。

※特殊な構成・仕様である場合はここに説明文を付す。

※発注区分表(区分Ⅲ)に添付する参考見積の構成と相違がないこと。

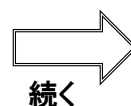
34-4

導入予定の省エネルギー機能毎に、機能仕様と対象設備等を記入する。

※省エネルギー・ピーク対策制御機能を列挙すること。

※制御概要説明とその制御対象設備を記入すること。また

より詳細な説明(全空調機10台中5台を制御、省エネとなる項目はファン動力、ポンプ動力、熱源負荷等)を別図を使ってわかりやすく記述すること。



○. 熱源機運転台数制御

空調負荷熱量により熱源機の必要台数を演算し運転台数を制御し熱源エネルギーを削減する。対象設備：冷温水ヒートポンプチャラー

○. 冷温水ポンプ運転台数制御

空調負荷熱量により熱源2次ポンプの必要台数を演算し運転台数を制御し水搬送エネルギーを削減する。対象設備：送水ポンプ

○. 電力デマンド制御

受電電力量を積算し、時限終了時のデマンド予測を行い、デマンド目標値を超えるおそれがあると判断した場合、優先順位に応じて電力負荷の遮断及び復帰を行う。対象設備：空調機、換気ファン

○. 空調スケジュールと最適起動停止制御

空調機を就業時間に合わせて自動運転させるとともに最適起動停止制御と起動時外気ダンパー制御で省エネを図る。対象設備：空調機

○. 間欠運転制御

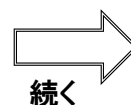
空調機や換気ファンに対して周期的に停止時間(緩和時間)を設け節電運転を図る。対象設備：空調機、換気ファン

・省エネルギー効果・ピーク対策効果の双方の計算が可能な場合は記載しても良い。
ただし、申請値は必達となるので、注意が必要。

34 区分Ⅲ計画書(省エネルギー量・ピーク対策効果量計算②)

34-4

省エネルギー効果・ピーク対策効果の両方を区分Ⅲの申請可能要件として課される申請パターンはないが、評価を受けるために両方を記載することができる。ただし、その場合、申請時の省エネルギー量・ピーク対策効果量は達成すべき必達値となるので、注意すること。



4-2-3 a 省エネルギー量の計算

※機能毎に省エネルギー量・ピーク対策効果量を算出し原油換算して、表にまとめるなどして記載すること。

※効果量が機能間で重複していないこと。

※以下の計算について、エネルギー管理士の資格を有する者が、内容を証明する記名押印を行うこと。

(1) 省エネルギー量の算出根拠

※「エネルギー使用量の原油換算表（区分Ⅲ）」の数値と一致させること。

※それぞれの計算を、用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記載すること。

・省エネルギー量を例として記載している。申請パターンの選択によってはピーク対策効果について記載すること。

	EMS制御機能	対象 エネルギー	省エネルギー量 (kWh)(m3)(ton)	省エネルギー量 (GJ)	省エネルギー量 (kl)	省エネルギー率 (%)
補助対象設備						
○—1	照明省エネ制御(1～3階部分)	電力量(kWh)	25,000	249.3	6.43	1.2%
○	外気取入れ量制御	電力量(kWh)	19,260	192.0	4.95	1.0%
○	空調設定値緩和と制御	電力量(kWh)	32,100	320.0	8.26	1.6%
○	熱源機台数制御	電力量(kWh)	38,500	384.0	9.91	1.9%
○	冷温水ポンプ台数制御	電力量(kWh)	6,020	60.0	1.55	0.3%
○	〇〇〇〇	都市ガス(m3)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		小計		1,205	31.1	6.0%
補助対象外設備						
○—2	照明省エネ制御(4～6階部分)	電力量(kWh)	12,000	119.6	3.09	0.6%
○	電力デマンド制御	電力量(kWh)	5,900	58.8	1.52	0.3%
○	空調スケジュールと 最適起動停止制御	電力量(kWh)	10,030	100.0	2.58	0.5%
○	間欠運転制御	電力量(kWh)	30,090	300.0	7.74	1.5%
○	〇〇〇〇	LPG(ton)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		小計		459	11.8	2.3%
		合計		1,664.1	42.9	8.3%

・補助対象設備と補助対象外設備の省エネルギー量に分けて小計をとること。

・省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算は、エネマネ事業者によるEMS制御の提案内容を記載すること。

- ## ○. 照明省エネ制御

A diagram showing a 2D lattice of blue circles arranged in two rows. The top row contains 20 circles, and the bottom row contains 20 circles. A red diagonal line cuts through the lattice, starting from the top row and ending at the bottom row, passing between the 10th and 11th circles in each row.

- ## ○. 外気取入れ量制御

[illegible]

- ## ○. 空調設定値緩和制御

[illegible]

- ### ○. 熱源機運転台数制御

34 区分Ⅲ計画書(省エネルギー量・ピーク対策効果量計算③)

EMS導入単体による
省エネルギー量・ピーク対策効果量
を確認する原油換算表

事業場全体の
省エネルギー量・ピーク対策効果量
を確認する原油換算表

34-5

「4-2-4エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅲ)(35)」及び

「1-2-2エネルギー使用量の原油換算表【総括】(8)」の数値と一致させた値を記入。それぞれの計算を、用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記載する。

省エネルギー量計算については「別冊 省エネルギー計算について」を、必ず参照下さい。

※まずは表にまとめる形で、結果としての効果量を記載する。

※表の中においては、区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備に対するEMSの制御による効果量と、区分Ⅰ・Ⅱで補助対象となっていない設備に対するEMSの制御による効果量を分けて記載すること(記載例を参照)。

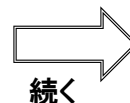
※同一の制御機能が、区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備と、区分Ⅰ・Ⅱで補助対象となっていない設備の両方をを制御する場合、効果はそれぞれに分けて記入すること。

※削減するエネルギー対象が電力量とガス量の複数対象であれば、それぞれ分けて記入すること。

※省エネルギー量・ピーク対策効果量の根拠は、具体的な数値を記して説明すること。(例:ポンプ台数制御+変流量制御の場合、制御機器名、台数、定格動力、動力負荷率、実負荷動力、台数制御電力量(kWh)、変流量制御時電力量(kWh)、年間削減電力量(kWh)の計算値を記入すること。変流量制御電力量はインバータ設定値等へ記入すること。

※空調の既存エネルギー使用量を計測されていない場合は、過去実績等により月別負荷率を定め、計算すること。

※なお、制御対象が区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備である場合は、申告する効果量が重複しないようEMSの制御による効果だけを記載する。



○. 冷温水ポンプ運転台数制御

○. 電力デマンド制御

○. 空調スケジュールと最適起動停止制御

○. 間欠運転制御

- ・エネマネ事業者が提供するEMSの制御プランを、数値、単位及び式等を具体的に示して記入すること。
- ・計算結果のみの記載は不可。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。
- ・国際単位系（SI）で記載すること。特に熱量はジュール（J）を使用すること。
- ・燃料の削減量を算出し、4-2-4「エネルギー使用量の原油換算表(Ⅲ)」に反映させる。
- ・制御性能の裕度（安全率、例：10％等）を考慮して省エネ計算を行い、裕度の理由を簡潔に記載のこと。
- ・生産量や稼働時間等を、現地の手動操作にて減らすだけの効果量を計算に入れないこと。生産量や稼働時間等が減る見込みの場合は、過去の実績年度と同条件として計算する。
- ・参考見積で記載された機器の仕様により計算する場合は、メーカー指定とならないよう参考値であることを明記する。
- ・事業終了後の省エネルギー効果の検証が行えるよう、EMSによって適切なポイントを計測すること。

(2) 省エネルギー量の計算に使用した数値の根拠 (別添〇)

※使用する数字の妥当性を確認し、説明もしくは添付すること。

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。

導入前の数値は、〇〇〇〇（別添〇）、〇〇〇〇（別添〇）からの請求書の数値を参照。

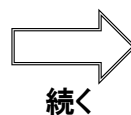
導入後の数値は、EMSの仕様書（別添〇）の内容を参照して計算。

34 区分Ⅲ計画書(省エネルギー量・ピーク対策効果量計算④)

34-6

省エネルギー計算及び電力削減量計算に使用した数値の根拠について、説明を記入する。

例えば、実測値等をもとに算出している場合はその測定結果をこの記入欄に書くか、別途参照として添付資料を付けてもよい。

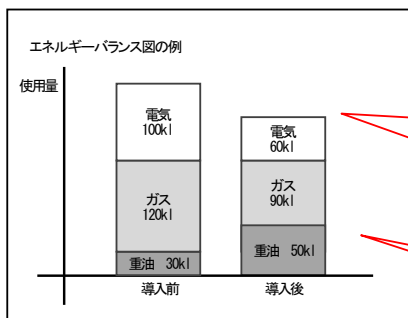


34

(3) 導入前後のエネルギーバランス

※導入前後のエネルギーバランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。

34-7



電気・ガス・重油など複数（３種以上）のエネルギーの増減がある事業、あるいはプラントなどのエネルギーの動きが複雑である事業等は、エネルギーバランス図やエネルギーフロー図を記載もしくは別図として添付する。

照明や空調単体の事業では省略可。

例えば、電気・ガス・重油の使用量の変化や、
入熱と出熱のバランス等。

34-8

(4) 設備導入後の省エネルギー量の実測補法、確認方法

※申請時の電力使用量計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例：エネルギー使用量のモニター装置から電力量を確認する。

(例：電力会社から提供される、検針票の使用電力量から確認する。)



34-9

4-2-3 b ピーク対策効果量の計算

・省エネルギー効果、ピーク対策効果の双方の計算が可能な場合は記載しても良い。
ただし、申請値は必達となるので、注意が必要。

(1) 電気需要平準化時間帯でのピーク対策効果の算出根拠

※電気需要平準化時間帯とは夏期（7月～9月）および冬期（12月～3月）の8時～22時までの時間帯を指す。

※4-2-4「エネルギー使用量の原油換算表（Ⅲ）」のうち、「電気需要平準化時間帯」の数値と一致させること。

※ピーク対策効果の算出根拠について、計算に用いた定数や係数、式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。

ピーク対策効果の算出式

$$\text{ピーク対策効果量(千 kWh)} = \frac{\text{設備導入前の電気需要平準化時間帯の電力使用量} - \text{設備導入後の電気需要平準化時間帯の電力使用量}}{\text{ピーク電力削減率}}$$

$$\text{ピーク対策効果率(\%)} = \left[\frac{\text{ピーク対策効果量}}{\text{設備導入前の電気需要平準化時間帯の電力使用量}} \right] \times 100$$

34 区分Ⅲ計画書(省エネルギー量・ピーク対策効果量計算⑤)

34-7 導入前後のエネルギーバランスについて、図等をこの欄に書くか、別添参照として添付資料を付けてもよい。

34-8 事業導入後の省エネルギー効果の具体的な実測方法、確認方法を記入する。
※事業終了後、1年間の実績データを提出し、省エネルギー効果の実績値を報告する。補助事業者は、省エネルギー効果量を示すために必要なデータを実測するか、客観性のあるエビデンスを提示しなければならない。

34-9 申請パターンE及びGにおいて、ピーク対策効果の計算を行う場合に記入する。(申請パターンE及びGで必須記入項目)

EMS導入単体による
省エネルギー量・ピーク対策効果量
を確認する原油換算表

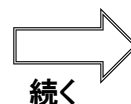
事業場全体の
省エネルギー量・ピーク対策効果量
を確認する原油換算表

記入する場合は、
「4-2-4エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅲ)(35)」及び

「1-2-2エネルギー使用量の原油換算表【総括】)(8)」の数値と一致させた値を記入。それぞれの計算を、用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記載する。

ピーク対策効果の計算については「別冊省エネルギー計算について」を、必ず参照下さい。

※省エネルギー量とピーク対策効果量について併せて記載してゆく場合は、4-2-3aの(1),(2),(3),(4)の構成に合わせて、4-2-3bの(1),(2),(3),(4)を章立てして記載のこと。



	EMS制御機能	対象 エネルギー	ピーク対策効果量 (千kWh)	ピーク対策効率率 (%)
補助対象設備				
〇—1	蓄電池運転制御	電力量	〇〇〇	〇〇〇
〇	〇〇〇〇	電力量	〇〇〇	〇〇〇
〇	〇〇〇〇	電力量	〇〇〇	〇〇〇
		小計		
補助対象外設備				
〇—2	蓄電池運転制御	電力量	〇〇〇	〇〇〇
〇	〇〇〇〇	電力量	〇〇〇	〇〇〇
〇	〇〇〇〇	電力量	〇〇〇	〇〇〇
		小計	〇〇〇	〇〇〇
		合計	〇〇〇	〇〇〇

・補助対象設備と補助対象外設備の省エネルギー量に分けて小計をとること。

- ## ○. 蓄電池運転制御

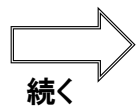
- ☐ . ☐☐☐☐☐☐☐

- ☐ . ☐☐☐☐☐☐☐

- [illegible]

34 区分Ⅲ計画書(省エネルギー量・ピーク対策効果量計算⑥)

34-9 ピーク対策効果量の表の書き方は(34-5)に準ずること。



34

(2) ピーク対策効果の計算に使用した数値の根拠

※使用する数字の妥当性を確認し、説明もしくは添付すること。

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。

34-10

34-11

(3) 設備導入前後の電力使用量バランス

※導入前後の電力使用量バランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。

34-12

(4) 設備導入後のピーク対策効果量の実測方法、確認方法

※申請時の電力使用量計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例：エネルギー使用量のモニター装置から電力使用量を確認する。

(例：電力会社から提供される、検針票の力率測定用の有効電力量から確認する。)

34-13

- ・エネルギー管理士により記名、押印すること。
- ・会社に所属している場合は社名を記載。
- ・エネルギー管理士の資格を証明する書類の写しを添付のこと。

上記の計算の内容について、確認いたしました。

氏名	
所属名	

34 区分Ⅲ計画書(省エネルギー量・ピーク対策効果量計算⑦)

34-10 使用した数値の根拠の書き方は(34-6)に準ずる。

34-11 エネルギーバランスの書き方は(34-7)に準ずる。

34-12 実測方法、確認方法の書き方は(34-8)に準ずる。

34-13 「4-2省エネルギー量・ピーク対策効果量計算」の記載内容をエネルギー管理者が確認した上で、エネルギー管理士本人が記名、押印する。
エネルギー管理士は、補助事業者、またはエネマネ事業者に所属していてもよいし、外部のエネルギー管理士に確認を依頼してもよい。
また、エネルギー管理士の資格を証明する書類のコピーを添付する。

35

4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(区分Ⅲ)

※グレー部分のみ入力可能
※他の書類(実施計画書の省エネルギー計算等)の値と整合をとること

単年度事業は「27年度」と記載。
複数年度事業は、最終年度の事業完了の翌年度を記載する。

35-1

	単位	換算係数 (GJ/単位)	平成25年度(実績)			平成〇〇年度(導入後)		
			使用量 A	販売した副生 エネルギーの 量 B	差引後の熱量 (A-B)×換算係数	使用量 C	販売する副生 エネルギーの 量 D	差引後の熱量 (C-D)×換算係数
			数値	数値	熱量(GJ)	数値	数値	熱量(GJ)
生産量	トン	a	3,000.0			3,000.0		
燃料及び熱								
原油	k l	38.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
原油のうちコンデンサート (N G L)	k l	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
揮発油(ガソリン)	k l	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ナフサ	k l	33.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
灯油	k l	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
軽油	k l	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
A重油	k l	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
B・C重油	k l	41.9	20,906.0	0.0	875,961.4	20,906.0	0.0	875,961.4
石油アスファルト	t	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石油コークス	t	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石油ガス								
液化石油ガス(L P G)	t	50.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
可燃性天然ガス								
液化天然ガス(L N G)	t	54.6	1,753.0	0.0	95,713.8	1,753.0	0.0	95,713.8
その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石炭								
原料炭	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般炭	t	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無煙炭	t	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石炭コークス	t	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コールタール	t	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コークス炉ガス	千m ³	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高炉ガス	千m ³	3.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
転炉ガス	千m ³	8.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の燃料								
都市ガス13A	千m ³		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産業用蒸気	G J	1.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産業用以外の蒸気	G J	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
温水	G J	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
冷水	G J	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気								
一般電気事業者								
昼間買電	千kWh	9.97	17,520.0	2,000.0	154,734.4	13,850.0	2,000.0	118,144.5
夏期・冬期における 電気需要平準化期間帯 電気需要平準化期間帯 を除いた昼間買電	千kWh	9.97	11,880.0	700.0	9,450.0	9,450.0	700.0	7,400.0
夜間買電	千kWh	9.97	5,640.0	1,300.0	4,400.0	4,400.0	1,300.0	3,400.0
上記以外の買電	千kWh	9.28	8,910.0	0.0	82,684.8	8,500.0	0.0	78,880.0
自家発電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自家発電以外の計 h	千kWh	-	26,430.0	2,000.0	-	22,350.0	2,000.0	-
熱量合計	GJ				1,209,094.4			1,168,699.7
原油換算量 (10GJ=0.258kl)	kl	b			31,194.6	c		30,152.5
原油換算原単位	kl/トン				10.4			10.05

実績値には区分Ⅱの導入後の値を反映している。

例えば、共同発電した電力を隣接事業者等に送電する場合。

自家発電の余剰を販売している場合。

この数値
(gまたはwの値)
は必達

【省エネルギー効果】

f	3.1	%
g	1,042.1	kl

(b-c) / 区分Ⅰ b
b-c

【電力削減効果】

j	15.1	%
i	4,080.0	千kWh

i / (区分Ⅰ A h - 区分Ⅰ B h)
(A h - B h) - (C h - D h)

【ピーク対策効果】

x	15.1	%
w	2,430.00	千kWh

(k-1) - (m-n) / (区分Ⅰ k - 区分Ⅰ l)
(k-1) - (m-n)

申請パターンDにおいて、ピーク対策効果の計算をしない場合はblankでも良い。
効果が記載されている場合は、実績報告時の必達値となるので注意すること。

35 区分Ⅲ計画書(エネルギー使用量の原油換算表)

35-1

事業場の生産量や、「建物の登記簿謄本」に記載の延床面積等を入力する。

他の入力方法は、「別冊 省エネルギー計算について」を参照してください。

・グレー網掛け部分(エネルギー使用量(販売エネルギー量))に数値を記載してください。

ただし、平成25年度(実績)の使用量A、販売した副生エネルギーの量Bについては、

原油換算表(区分Ⅰ)、又は(区分Ⅱ)の平成27年度(導入後)の使用量C、販売する副生エネルギーの量Dの値が自動的に反映されます。

・グレー網掛け部分以外の数値欄は、自動計算で表示されます。

○エネマネ事業者を活用する場合における省エネルギーの考え方と補正について

- ① 区分Ⅰの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合、工場・事業場等における、登録EMS導入単体での省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kl(原油換算)以上の省エネルギー事業。また同時に、補助対象外設備に対するEMSによる省エネルギー効果も含め、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え等及びEMS導入による省エネルギー率が10%以上、または省エネルギー量が1,200kl以上(原油換算)の省エネルギー事業。

区分Ⅱの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合、工場・事業場等における、登録EMS導入単体でのピーク対策効果率が5%以上、またはピーク対策効果量が1,900千kWh以上の省エネルギー事業。また同時に、補助対象外設備に対するEMSによる省エネルギー効果も含め、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え等及びEMS導入によるピーク対策効果率が50%以上、またはピーク対策効果量が1,250千kWh以上の省エネルギー事業。

※いづれもEMSの自動制御によらず、単なる運用の工夫等による省エネルギー効果は除く。

ただし、どちらでも交付決定時の省エネルギー効果[kl](左記4-2-4エネルギー使用量の原油換算表(Ⅲ)の下段、**【省エネルギー効果】gまたはwの値**)は必達のこと。

- ② 交付決定時点で、導入後の稼働条件(例：年間稼働時間、気温等)を決定(設定)。
③ 設備導入後、1年後の省エネルギー効果の報告の際には、②の導入後の稼働条件に補正して計算。

4-3. 所要資金計画

- ・各項目は、区分Ⅲの新旧設備図面と関連付けて記述のこと。
- ・「(補助対象)」には、省エネルギー効果・ピーク対策効果を得るために必要な費用を記載のこと。
- ・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

費 目	金 額 (円)	償 算 内 容 (円)
I. 設 計 費	(補助対象) 300,000	1. ○○○○○○○○○○ 300,000 2. ○○○○○○○○○○ 0
	(補助対象外) 0	0
小 計	300,000	
II. 設 備 費	(補助対象) 3,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 3,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 0 3. ○○○○○○○○○○ 0
	(補助対象外) 0	1. ○○○○○○○○○○ 0
小 計	3,000,000	
III. 工 事 費	(補助対象) 2,000,000	1. ○○○○○○○○○○ 2,000,000 2. ○○○○○○○○○○ 0
	(補助対象外) 0	1. ○○○○○○○○○○ 0
小 計	2,000,000	
IV. 諸 経 費	(補助対象) 0	参考見積等から記入する。 0
	(補助対象外) 0	
小 計	0	
補助対象 計	5,300,000	① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。 ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。 ③ ②の根拠と本様式との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。
補助対象外計	0	
合 計	5,300,000	

受注業者において発生する工事に直接関係する諸経費は該当しない。Ⅰ～Ⅲの該当する費目に含めること。

- ※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付するか、もしくは参考見積等を添付すること。
- ※ 補助対象設備を担保にいれないこと。
- ※ 各金額に消費税を含まないこと。

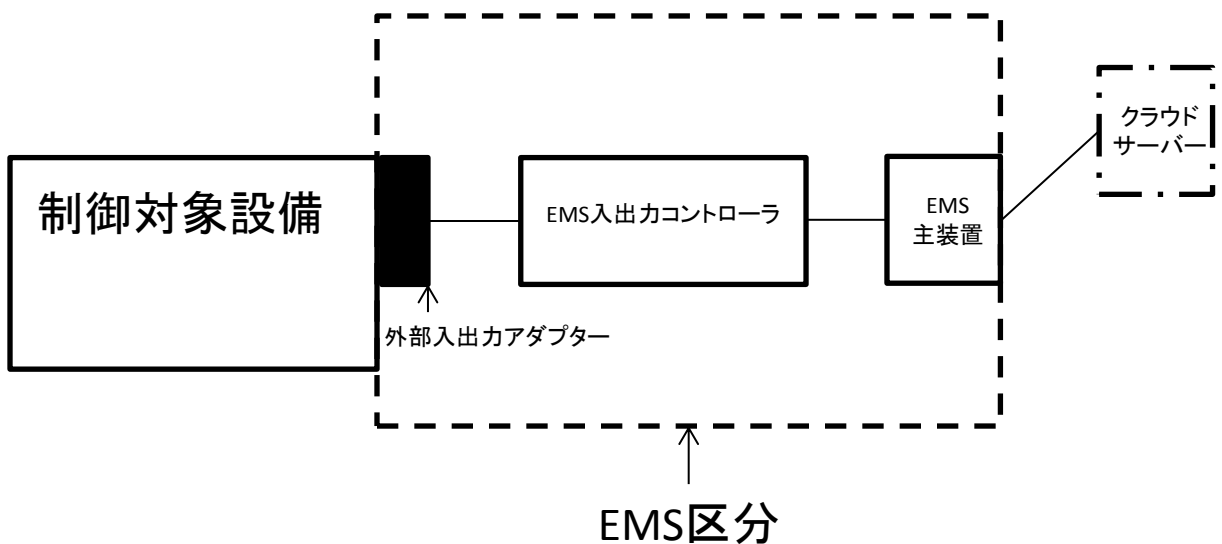
区分Ⅲ計画書(所要資金計画)

36-1

エネマネ事業に要する経費について、参考見積等から費目の区分(Ⅰ.設計費、Ⅱ.設備費、Ⅲ.工事費)に分けて、補助対象、補助対象外の別で記入する。

※設計、設備、工事にかかる諸経費はそれぞれの費目の区分に計上すること。

※制御対象負荷設備との取り合いにおいては、設備側に設置する外部入出力アダプタ、設備等はEMS区分とする。



37

4-4. 発注区分表

37-1

発注名 発注先 項目	区分Ⅲ				(単位 円)
	EMS導入工事 (エネマネ事業者)				費目合計
I. 設計費	300,000				300,000
II. 設備費	3,000,000				3,000,000
III. 工事費	2,000,000				2,000,000
IV. 諸経費	0				0
合計	5,300,000				5,300,000

37-2

最長の法定耐用年数				(単位 年)
8				---

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。

費目合計の数値を、「4-1 事業概要」等と一致させること。

37-1

発注(予定)工事区分に分けてそれぞれの参考見積等から記入する。
※左記の例は1つの工事の場合。発注(予定)工事の数に合わせて
列を作って記入すること。

37-2

発注(予定)工事別に、導入予定設備の「最長の法定耐用年数」を
記入する。

区分Ⅲ計画書

4-5 新設備の配置図

1-7「導入前後の比較図」詳細説明書類として、新設備の配置図面を添付する。複数階の場合は、階層ごとに図面が必要。

設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないようにする。
補助対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

複数年度事業は、実施年度の範囲も明記すること。

39

4-6 システム概要図

39-1

事業場名	○○○○○○○○○○○○○○○○		
システム・機器番号	○○○-○○○○○	システム・機器名称	○○○○○○○○○○○○○○○○システム

39-2

データ用サーバ EMS 中央監視PC プリンタ 監視用サーバ

低階層サーバ(1F～3F) 高階層サーバ(4F～6F)

計測

- 温度・湿度センサー計測
- 伝送装置
- 空調(計測No. 3)
- 空調(計測No. 5)
- 空調(計測No. 7)
- 計量
- 伝送装置
- 照明(計測No. 4)
- 照明(計測No. 6)
- 照明(計測No. 8)
- 空調(計測No. 15)
- 給湯(計測No. 16)

制御

- 空調・風量制御
- 伝送装置
- 空調(制御No. 1)
- 空調(制御No. 2)
- 空調(制御No. 3)
- 空調(制御No. 4)
- 空調(制御No. 5)
- 空調(制御No. 6)

計測	空調、照明など、計測対象を明確に記述すること	計測点数	15	点
	空調 100%計測 (各階分電盤: 5点、地下1階オイル配管: 2点) 照明 100%計測 (各階分電盤: 6点) 給湯 100%計測 (地下1階ガス配管: 1点) ※エレベータ、コンセント等、その他の動力計は非計測			
制御	空調、照明など、制御対象を明確に記述すること	制御点数	11	点
	照明制御無し 自動制御: 空調 デマンド閾値連動型制御 (ON/OFF、風量のみ) →12点 1F～6F 各2台 (○○社空調、○○社制御アダプタ利用) 遠隔制御: 同上 (顧客ポータルから遠隔制御可能)			

※制御/計測の対象から外したポイントがある場合、理由を記載すること
※計測・制御対象一覧 (ポイントリスト) を添付すること

区分Ⅲ計画書(システム概要図)

39-1

導入するシステム・機器番号及びシステム・機器名称を記入する。
「4-1事業概要」の記載内容と一致していることを確認。

39-2

空調などの計測・制御対象がわかるように記載する。
※制御/計測の対象から外したポイントがある場合、理由を記載すること。
※「4-7計測・制御対象一覧(ポイントリスト) (40)」の記載内容と一致していることを確認。
※計測点は省エネ効果量・ピーク効果量が検証できるように設定すること。

40

4-7 計測・制御対象一覧（ポイントリスト）

40-1

事業場名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
システム・機器番号	○○○—○○○	システム・機器名称	○○○○○○○○○○○○○○○○○○システム

40-2

計測								
No.	ポイント名称	エネルギー種別	設備分類	設置場所	機器種別	型式	計測対象設備	
							区分Ⅰ・Ⅱ	EMS制御
1	EMS	電気	その他	B1Fエネルギー管理室	EMS主装置	EMS-1234A		
2	受電電力	電気	その他	B1Fエネルギー管理室	パルス検出器	PULSE-1234		
3	1F空調（2台）	電気	空調	1F分電盤	電力量センサ	ABC12-345	区分Ⅰ	制御
4	1F照明	電気	照明	1F分電盤	電力量センサ	ABC12-345	区分Ⅰ	
5	2F空調（2台）	電気	空調	2F分電盤	電力量センサ	ABC12-345	区分Ⅰ	制御
6	2F照明	電気	照明	2F分電盤	電力量センサ	ABC12-345	区分Ⅰ	
7	3F空調（2台）	電気	空調	3F分電盤	電力量センサ	ABC12-345		制御
8	3F照明	電気	照明	3F分電盤	電力量センサ	ABC12-345	区分Ⅰ	
9	4F空調（2台）	電気	空調	4F分電盤	電力量センサ	ABC12-345		制御
10	4F照明	電気	照明	4F分電盤	電力量センサ	ABC12-345	区分Ⅰ	
11	5F空調（2台）	電気	空調	5F分電盤	電力量センサ	ABC12-345		制御
12	5F照明	電気	照明	5F分電盤	電力量センサ	ABC12-345	区分Ⅰ	
13	蓄電池	電気	蓄電池	B1F格納庫	LIB	LIB34-567	区分Ⅱ	
14	B1F空調	ガス	給湯	B1Fガス配管	ガス流量センサ	DEF67-890		
15	B1F給湯	油	給湯	B1Fオイル配管	オイル流量センサ	GHI89-123		
16								
17								
18								
19								
20								

制御								
No.	ポイント名称	エネルギー種別	設備分類	設置場所	機器種別	型式	制御対象設備	
							区分Ⅰ・Ⅱ	
1	1F空調_1	電気	空調	1F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD	区分Ⅰ	
2	1F空調_2	電気	空調	1F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD	区分Ⅰ	
3	2F空調_1	電気	空調	2F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD	区分Ⅰ	
4	2F空調_2	電気	空調	2F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD	区分Ⅰ	
5	3F空調_1	電気	空調	3F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD		
6	3F空調_2	電気	空調	3F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD		
7	4F空調_1	電気	空調	4F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD		
8	4F空調_2	電気	空調	4F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD		
9	5F空調_1	電気	空調	5F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD		
10	5F空調_2	電気	空調	5F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD		
11	蓄電池	電気	蓄電池	B1F格納庫	LIB	LIB34-567	区分Ⅱ	
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

40 区分Ⅲ計画書(計測・制御対象一覧(ポイントリスト))

40-1

導入するシステム・機器番号及びシステム・機器名称を記入する。
「4-1事業概要」の記載内容と一致していることを確認。

40-2

ポイント名称等を記入する。
※「4-6システム概要図」の記載内容と一致させること。

区分Ⅲ

EMS の設置状況を確認するための資料。

導入後のフロア別平面の写しを添付する。

必要があれば立面図を記載のこと。

分電盤等の位置を把握できるよう記載のこと。

第4章

その他

申請パターン【C】～【G】の
「エネルギー使用量の原油換
算表」の仕組み

○申請パターン【C】～【G】について

申請パターン【C】～【G】においては、区分Ⅰ、若しくは区分Ⅲの省エネルギー効果、または区分Ⅱのピーク対策効果のうち2つ以上の効果が合算されて、その合計値が実施計画書（申請総括表）に表示されることとなります。

このため、得られる省エネルギー効果、またはピーク対策効果が、どの区分からどれくらい得られる効果なのかを、区分Ⅰ～Ⅲ計画書のそれぞれの「エネルギー使用量の原油換算表」で、明確にする必要があります。

これを踏まえ、「補助事業ポータル」からダウンロード提供される指定様式は、原油換算表の表内の値を、区分計画書の原油換算表の間でリンクさせ、一つの区分で効果を算出した後に、次の区分に進んでから次の区分の効果を算出する形式をとっています。

具体的には、次のページをご覧ください。例として、全ての区分で申請を行う申請パターン【F】及び【G】をとって説明します。

○申請パターン【F】及び【G】の「原油換算表」

全ての区分で申請を行う申請パターン【F】及び【G】は、区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲの順にエネルギー使用量を埋めて行き、区分Ⅰの「導入前使用量(H25年度実績)」と、区分Ⅲの「導入後使用量(H27年度)」が実施計画書(申請総括表)に表示されます。

区分Ⅰ(省エネ設備)の原油換算表

省エネ設備の効果のみを考慮して導入後を算出

燃料及び熱・電気	導入前使用量	区分Ⅰ効果後使用量
	記入する	記入する
省エネルギー効果(率) 省エネルギー効果(量)		
電力削減(量) 電力削減(率)		
ピーク対策効果(量) ピーク対策効果(率)		

区分Ⅱ(ピーク対策)の原油換算表

ピーク対策設備の効果のみを考慮して導入後を算出

燃料及び熱・電気	区分Ⅰ効果後使用量	区分Ⅱ効果後使用量
		記入する
省エネルギー効果(率) 省エネルギー効果(量)		
電力削減(量) 電力削減(率)		
ピーク対策効果(量) ピーク対策効果(率)		

区分Ⅲ(エネマネ)の原油換算表

エネマネ事業者が提供する効果のみを考慮して導入後を算出

燃料及び熱・電気	区分Ⅱ効果後使用量	導入後使用量
		記入する
省エネルギー効果(率) 省エネルギー効果(量)		
電力削減(量) 電力削減(率)		
ピーク対策効果(量) ピーク対策効果(率)		

総括表へ反映

総括表へ反映

燃料及び熱・電気	導入前使用量	導入後使用量
省エネルギー効果(率) 省エネルギー効果(量)		
電力削減(量) 電力削減(率)		
ピーク対策効果(量) ピーク対策効果(率)		

申請総括表の導入前後を比較して、省エネ効果、電力削減、ピーク対策効果を算出

【重要】

- ①区分Ⅰの使用量、効果を算出後に、
- ②区分Ⅱの使用量、効果を算出し、
- ③最後に、区分Ⅲの使用量、効果を記入する。

実施計画書(申請総括表)には、区分Ⅰと区分Ⅲから自動的に反映される。

他の申請パターンも図示します。

○申請パターン【c】の「原油換算表」

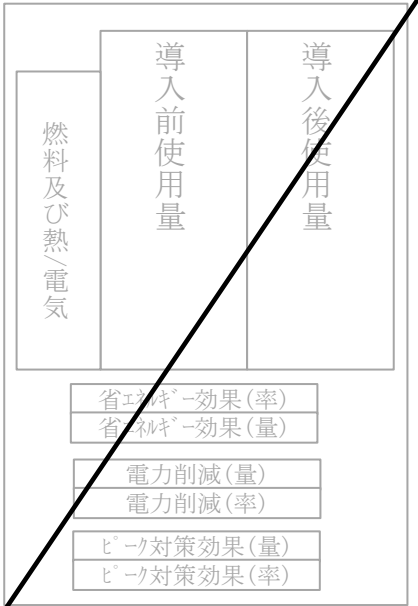
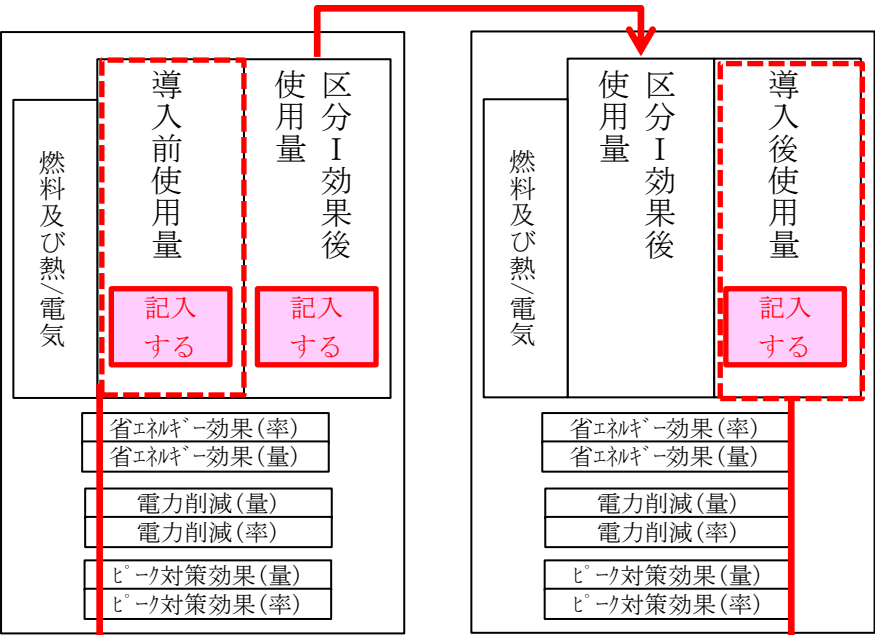
区分Ⅰ＋区分Ⅱ

区分Ⅰ（省エネ設備）の原油換算表

区分Ⅱ（ピーク対策）の原油換算表

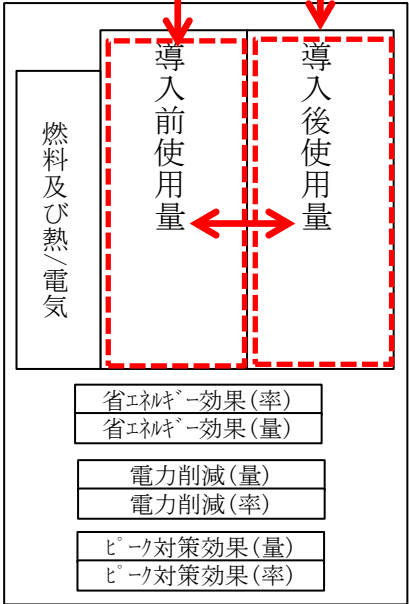
区分Ⅲ（エネマネ）の原油換算表

値のリンク



総括表へ反映

総括表へ反映



実施計画書(申請総括表)の原油換算表

他の申請パターンも図示します。

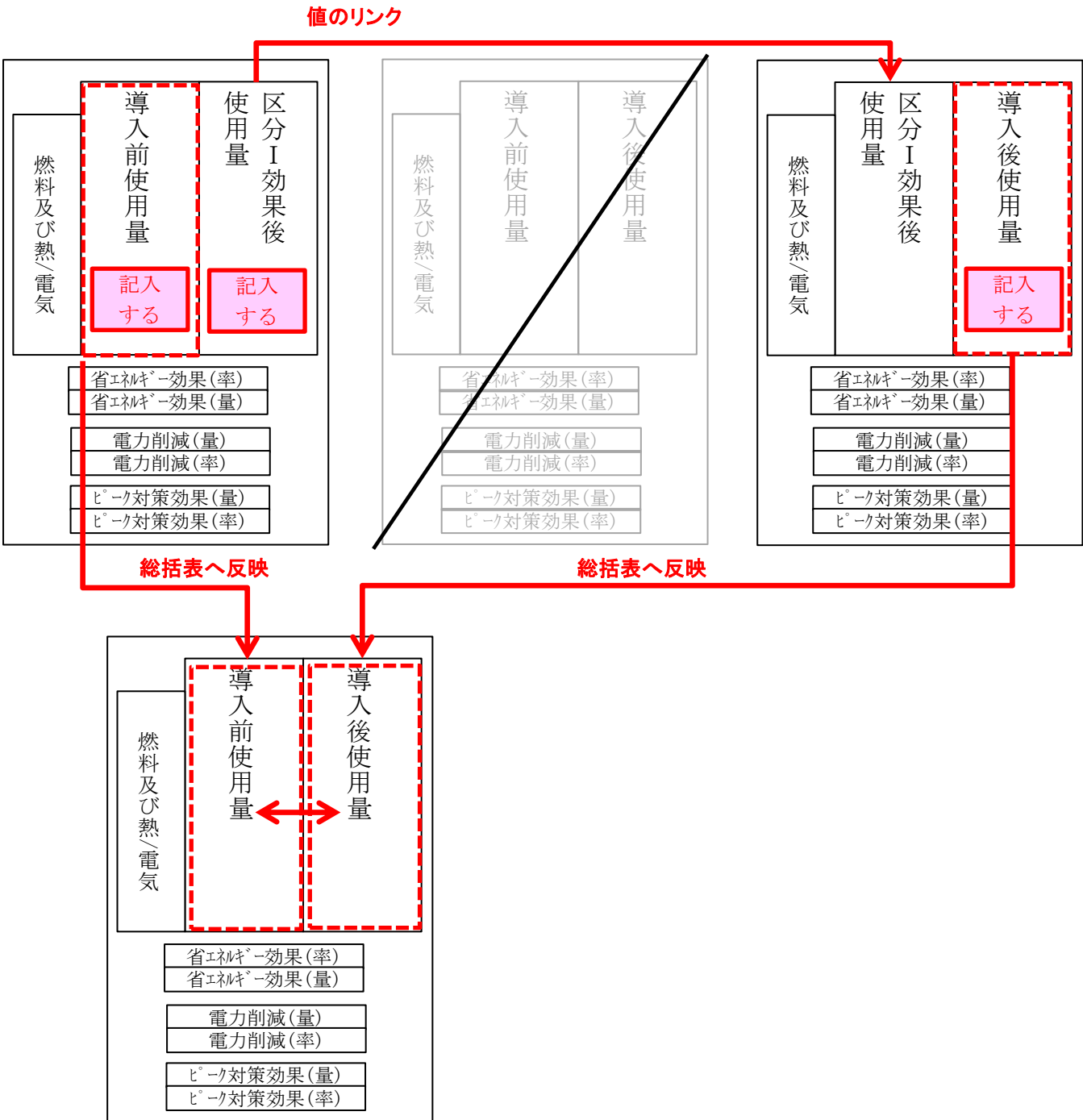
○申請パターン【D】の「原油換算表」

区分Ⅰ＋区分Ⅲ

区分Ⅰ（省エネ設備）の原油換算表

区分Ⅱ（ピーク対策）の原油換算表

区分Ⅲ（エネマネ）の原油換算表



他の申請パターンも図示します。

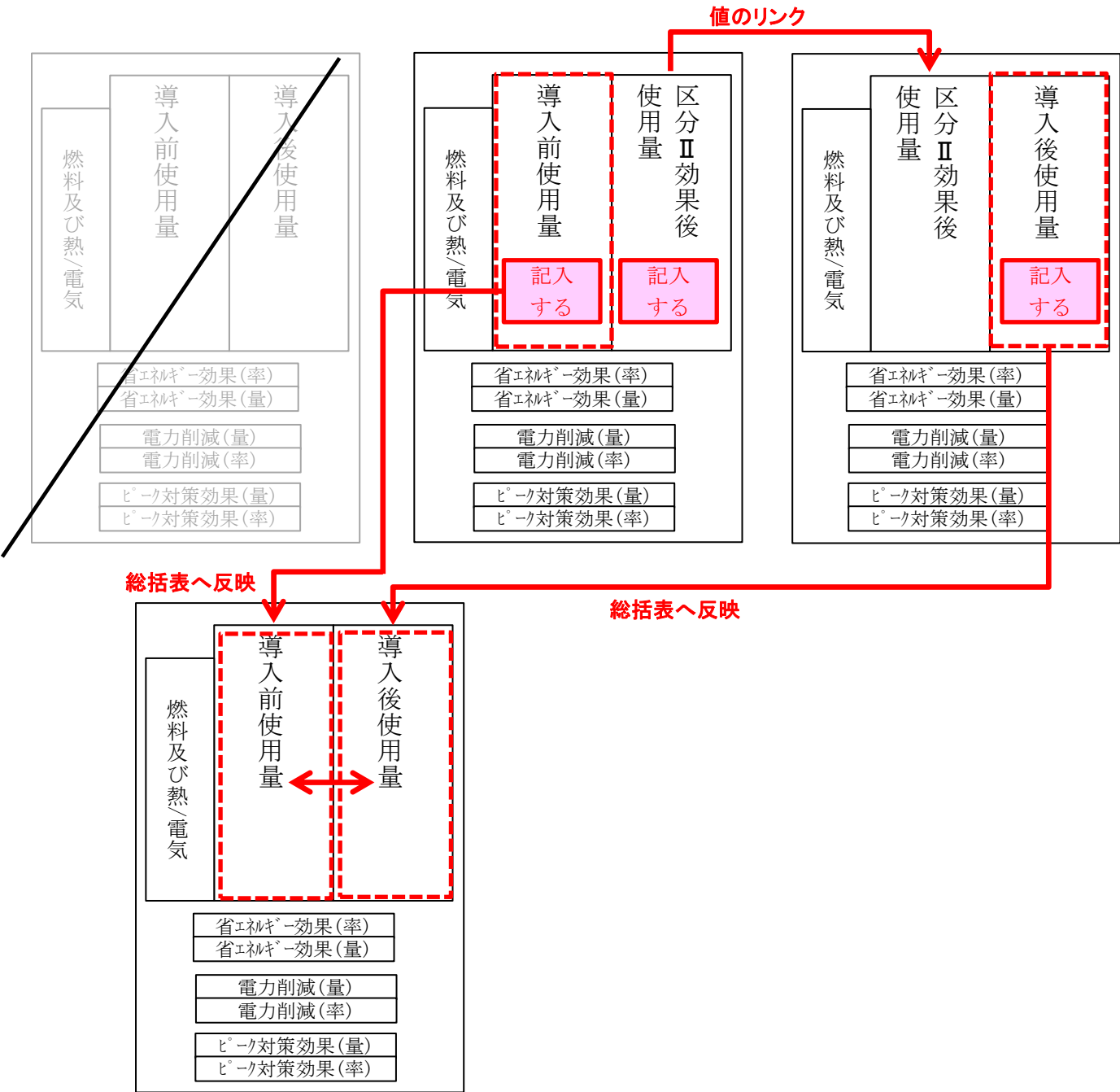
○申請パターン【E】の「原油換算表」

区分Ⅱ＋区分Ⅲ

区分Ⅰ（省エネ設備）の原油換算表

区分Ⅱ（ピーク対策）の原油換算表

区分Ⅲ（エネマネ）の原油換算表



添付資料の説明

事業者は交付申請書および実施計画書の証拠書類
(エビデンス)を、添付資料として提出する必要があります。

締結予定のエネルギー管理支援サービスの案文（約款を含む）を添付すること。交付申請の段階で、本補助金が定める内容を満たしていない、もしくは本補助金に抵触する内容が盛り込まれている場合は、案文の内容について修正を求める場合がある。特に確認したい事柄がある場合は交付申請に先立って環境共創イニシアチブに相談をすること。

区分Ⅲの省エネルギー計算を確認したエネルギー管理士に対して
経済産業大臣より交付された、エネルギー管理士免状の写しを添
付すること。

法令等の規定により、2月～4月に法定点検を行うことが指定されている場合など、年度またぎでしか事業が実施できない理由を具体的に特定して記載すること。

単に2年ごとに法定点検を行うこと等の規定があるのみで、それ以上の補助事業者の事業実施時期を限定する事業が存在しない場合は、外的要因としては認められない。（時期をずらす場合の経済的要因は考慮しない。）

【外的要因の例】

法令等の規定により法定点検の期間が定められていることに加え、それに基づいた定期修理計画が、コンビナート内の関連する事業者等との計画（従前からのもの）に基づくため、年度またぎでしか事業を実施できない。

